

第 3 次与謝野町行政改革大綱 (案)

令和 2 年 3 月

京都府与謝野町

(期間：令和 2 年度～ 5 年度)

目次

I. はじめに -----	1
1. なぜ、行政改革に取り組むのか -----	1
II. これまでの取組 -----	2
1. これまでの与謝野町の行政改革の取組（第1次行政改革大綱） -----	2
2. これまでの与謝野町の行政改革の取組（第2次行政改革大綱） -----	2
3. 与謝野町の状況（財政状況、職員の状況） -----	3
4. 第2次行政改革大綱の振り返り -----	6
III. 第3次行政改革大綱へ向けて -----	8
1. 第2次行政改革大綱での課題 -----	8
2. 取り巻く環境の変化と今後への課題 -----	9
3. 行政改革の位置づけ -----	11
4. 第3次行政改革大綱の期間 -----	12
5. 第3次行政改革大綱の目指す姿 -----	12
6. 第3次行政改革大綱の前提条件 -----	12
7. 第3次行政改革大綱の推進方法・推進体制 -----	13
IV. 第3次行政改革大綱 -----	14
1. 第3次行政改革大綱の基本方針 -----	14
2. 第3次行政改革大綱の基本方針に対する実施項目 -----	15
【参考】	
➤用語解説 -----	19
➤第3次与謝野町行政改革大綱資料編	
～ 与謝野町の財政状況について（普通会計）～ -----	22

I. はじめに

1. なぜ、行政改革に取り組むのか

平成 18 年 3 月に与謝野町が誕生してから 14 年が経過し、15 年目を迎える令和 2 年度を最後に、合併自治体のための財政特例措置期間（注 1 ※19 ページの「用語解説」参照。以下同じ。）が終了しようとしています。合併自治体の今後の持続可能性を考える上で、この間に、ひとつのまちとしての行財政基盤を確立できているかが重要になります。

後述するように、与謝野町の財政状況は、合併自治体の財政特例措置により保障されていた普通交付税が段階的縮減期間（注 1 参照）に入った平成 28 年度から目に見えて悪化しており、平成 29 年度からは、将来に備えて積み立ててきた財政調整基金（注 2）を取り崩さなければ、財政収支の黒字を維持できない状況にあります。当然、財政調整基金には限りがあり、このまま取り崩す状況が続くと大規模災害等の不測の事態が起きた場合の対応が困難になることはもちろん、基金が枯渇してしまえば財政収支は赤字に転じ、健全な与謝野町を次の世代に引き継ぐことができなくなります。

このことは、与謝野町がひとつのまちとしての行財政基盤を確立出来ていないことを示唆しています。新町のまちづくりに必要な事業を着実に進めてきた一方で、実施する事務事業や保有する公共施設、職員数等の規模が、ひとつのまちとして適正なのかの検証が不十分であり、見直すべきものは見直し終わらせるべきものは終わらせるという、いわゆるスリム化やスクラップといった取組はやや鈍く、事務事業数やそれに伴う経費が増大してきました。合併からこの間、過去の行政改革大綱（第 1 次、第 2 次）に掲げる取組は概ね実行しましたが、それらの結果が抜本的な改革に結びついておらず、急激に増加した歳出規模の抑制に十分対応できるものではありませんでした。

今後は、更なる人口減少や公共施設の老朽化等の大きな課題に直面することになり、行政資源（ヒト、カネ、モノ）が縮小していく中で、優先すべきものは何なのかという選択をしなければならない局面に差し掛かることとなりますが、このままでは合併自治体の財政特例措置による恩恵を、今の世代が使い果たしてしまうことになり、子どもたちやその子どもたちの世代に負担だけを残してしまう未来が予想されます。合併から 15 年を迎える今、この危機的状況を全町的に共有し、「今まで通りあれば良い」という意識を少し変えて、これからの与謝野町に真に必要なものは何なのかということをみんなで考え、本当の意味での「ひとつのまち与謝野町」にならなければならない時に来ています。

第 3 次行政改革大綱においては、あらためて「**次の世代がさらなる未来を繋いでいけるように、持続し発展する与謝野町の基礎を作る。**」ということを行政改革に取り組む目的として掲げ、ひとつのまちとしての「持続可能な行財政基盤の確立」を目指すことはもちろん、事務事業の見直し等による「行政資源の効率的・効果的な活用」や、住民参画・住民自治を更に進展させ、住民の意見や行動が目に見える形で町政の活性化に繋がるような「オール与謝野でのまちづくり」を進めることで、健全な与謝野町を取り戻し、未来に向かって引き継いでいきます。

II. これまでの取組

1. これまでの与謝野町の行政改革の取組（第1次行政改革大綱）

与謝野町では、平成19年度に策定しました第1次行政改革大綱（平成20年～平成24年が実施期間）で ①約20億円の行政改革効果を上げる ②経常収支比率（注3）を90%以下に下げる、という2つを行政改革の大きな目標にして、健全な財政運営を行い、将来にわたり政策的経費を確保し、新たな住民サービスへの対応ができる基盤を整えることとしていました。

その結果、①の目標については概ね90%の約18億円の効果を上げることが出来、②についても平成23年度決算では87.0%と、目標達成をしています。その他にも目標を上回る53名（目標37名）の職員削減や、職員人件費を約3.2億円削減する等の効果も上げています。

ただし、それらはあくまで行政改革効果として目標としたものであり、他方で、他の新規事業や新たに増加する負担（社会保障費や特別会計への繰出金等）に振り替えられ、歳出総額の抑制に繋がっていない等の課題がありました。

【第1次行政改革大綱の目標】

- ① 20億円の行政改革効果を上げる ⇒概ね90%（約18億円）達成
- ② 経常収支比率を90%以下に下げる ⇒平成23年度87.0%



【第1次行政改革大綱の課題（第2次行政改革大綱より）】

- ① 生み出された効果が他の新規事業や事業拡充に向けられおり、歳出総額の削減に結びついていない。
- ② 職員数は減少したが（5年間で28名の減）、事務の増大や、臨時職員を含むトータルの数は増加傾向。
- ③ 削減に焦点が当てられ、サービス向上の視点に立った目標がなかった。

2. これまでの与謝野町の行政改革の取組（第2次行政改革大綱）

平成24年度に第2次行政改革大綱（平成25年度～）を策定しました。第1次行政改革大綱の課題もあり、第2次行政改革大綱においては具体的な目標は示さずに、以下の4つの基本方針を掲げて取組みました。

【第2次行政改革大綱の基本方針】

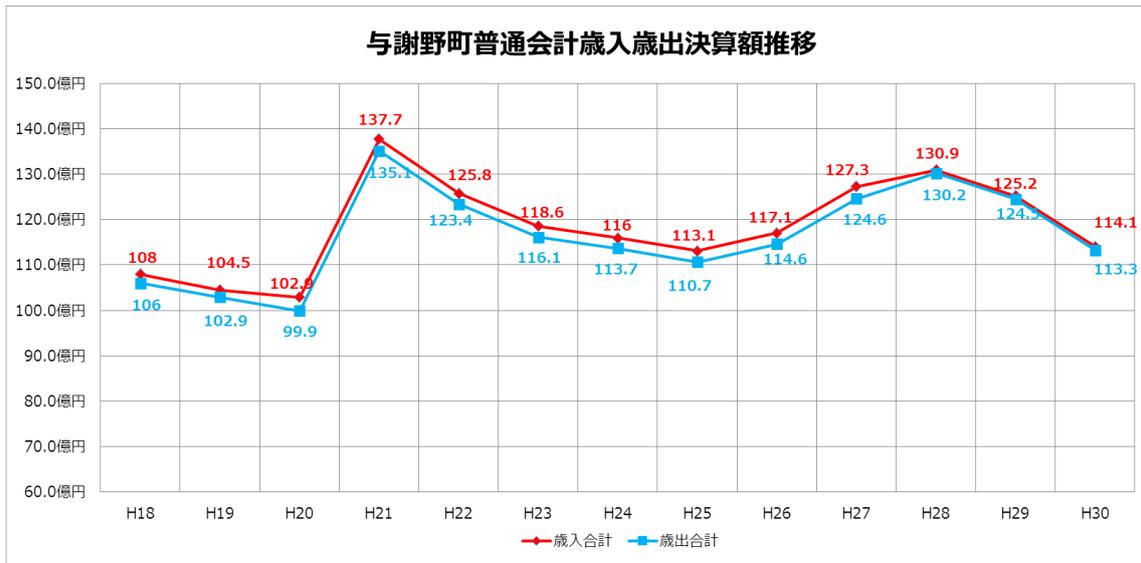
- ① 財政収支黒字化を最大の目標とする
- ② あるべき職員数への見直し
- ③ 事務事業等の削減効果方式の見直し
- ④ 効率的・効果的な組織体制への見直しと住民参画

3. 与謝野町の状況（財政状況、職員の状況）

行政改革の取組を進めていく中で、与謝野町の状況、基本方針にも掲げています財政状況と職員数等がどのように推移したのか見ていきます。

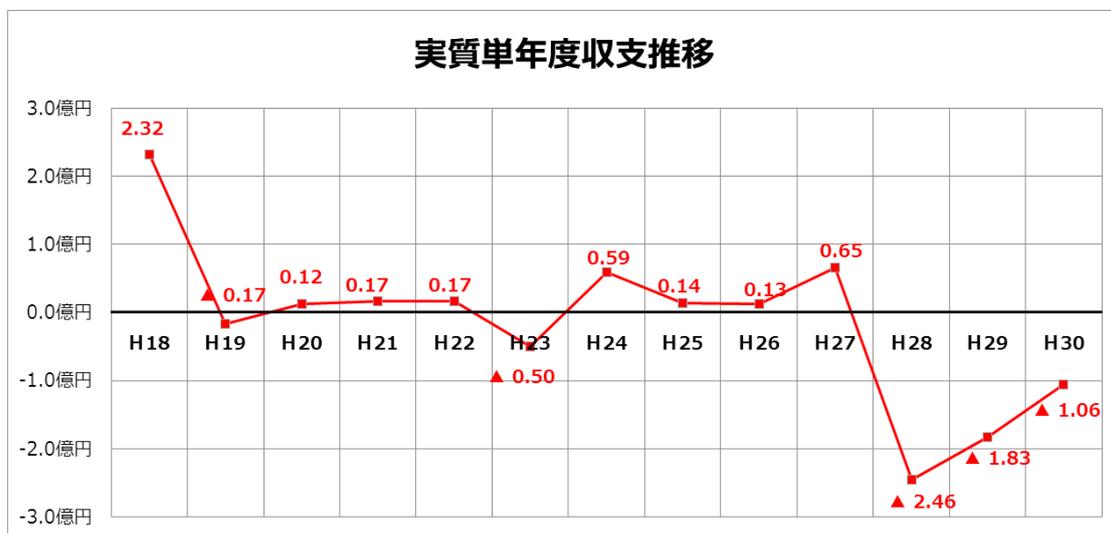
まずは、財政状況です。合併以降の財政規模は以下のとおり推移しています。

図1【与謝野町普通会計歳入歳出決算額推移】



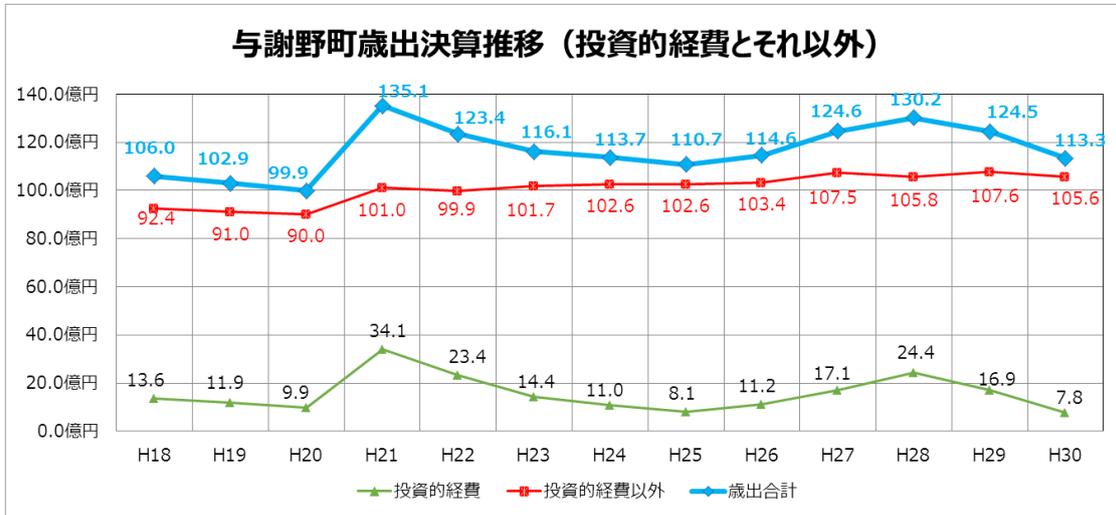
合併から平成 29 年度までの普通会計（注 4）決算の推移を見ると、どの年度も歳入が歳出を上回り収支黒字を堅持しています。しかし、平成 29 年度においては、初めて財政調整基金を 2 億円取り崩して補てんするという決算になり、収支黒字を堅持したものの実質は赤字の決算となっています。このことは、実質単年度収支（注 5）の推移を見てわかります。普通交付税の一本算定移行（注 1 参照）への段階的縮減が始まった平成 28 年度から平成 30 年度まで 3 年連続で赤字となっており、普通交付税と基金に頼る財政運営となっています。

図2【与謝野町普通会計実質単年度収支の推移】



また、歳出総額の抑制という観点で見ると以下のとおりの推移となっています。

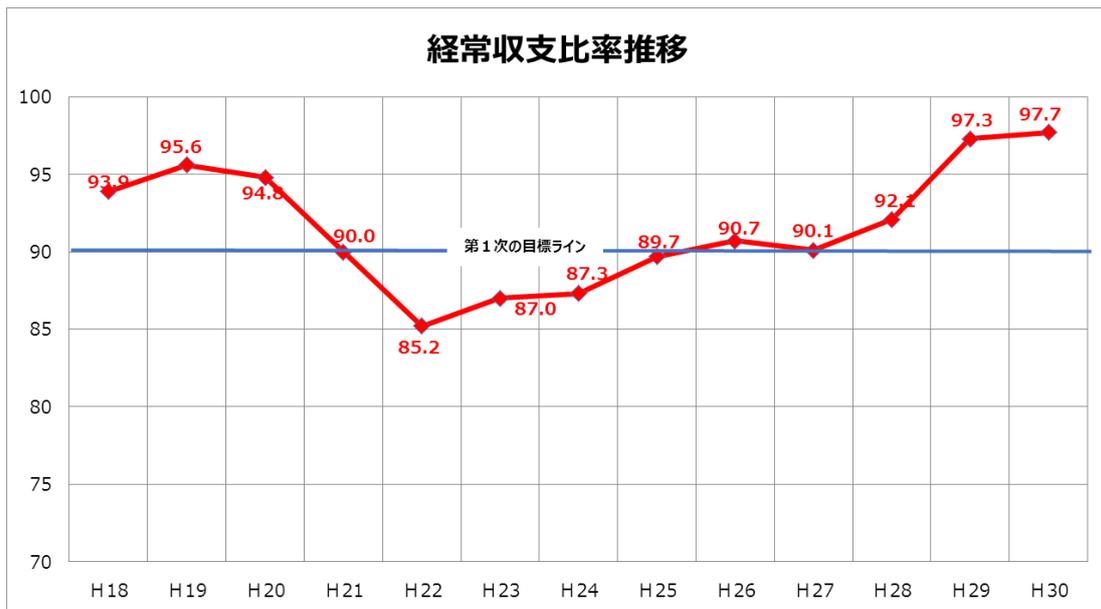
図3【与謝野町歳出決算推移（投資的経費とそれ以外）】



投資的経費（注6 平成21年度はCATV拡張事業、平成26年度～平成28年度は加悦中学校改築や認定こども園整備を実施した。）は、その時々の方針に影響を受けることから、それを除いた歳出推移を見てみると、合併直後の90億円代から推移し、平成29年度には約108億円と、18億円程度増えていることがわかります。平成23年度以降は投資的経費以外の経費が100億円を超えるということが常態化しており、行政改革の取組が歳出抑制に繋がっていないことがわかります。

次に第1次行政改革大綱の目標となっていた経常収支比率はどうでしょうか。以下のとおりの推移となっています。

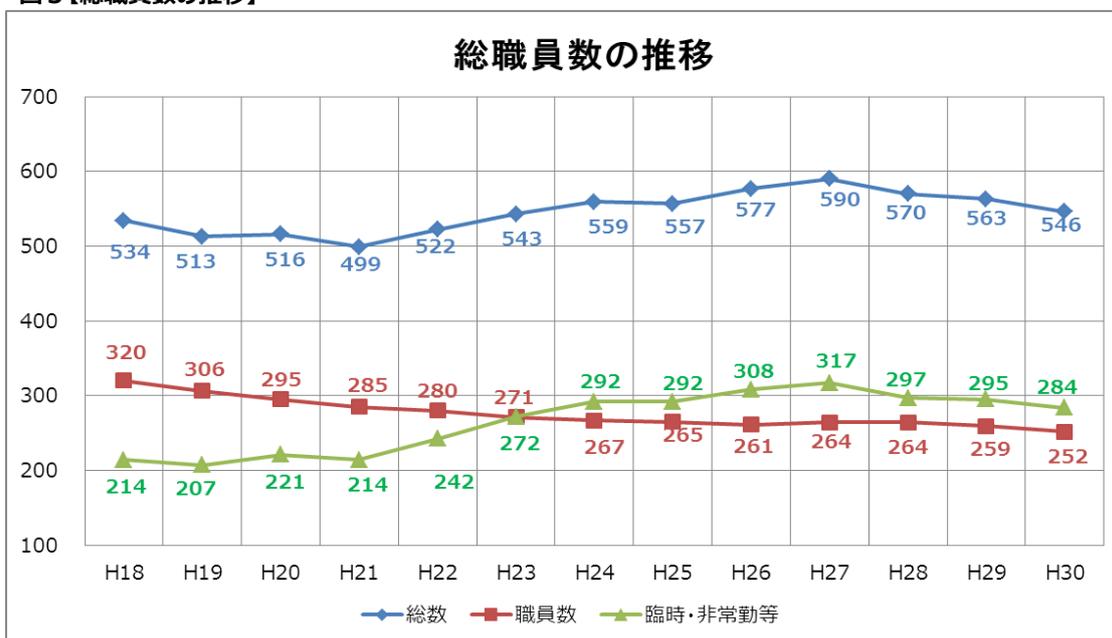
図4【与謝野町経常収支比率推移】



平成 22 年度～平成 25 年度の 4 か年では第 1 次行政改革大綱の目標であった 90%を下回ったものの、その後、悪化に転じ、平成 30 年度決算では 97.7%と、合併以降で最高値となるまで悪化しています。平成 21 年度以降に普通交付税が増額されたことが（リーマン・ショックへの対応等による措置のためより増額された）経常収支比率を改善に向かわせましたが、その間に社会保障費や特別会計への繰出金が増額しており、平成 22 年度の 85.2%からは悪化に転じました。平成 28 年度から普通交付税の縮減段階に入ったため、減少する財源に対して、増大する歳出規模の抑制の対策が追いついていないという状況にあり、比率の悪化が続く状況にあります。

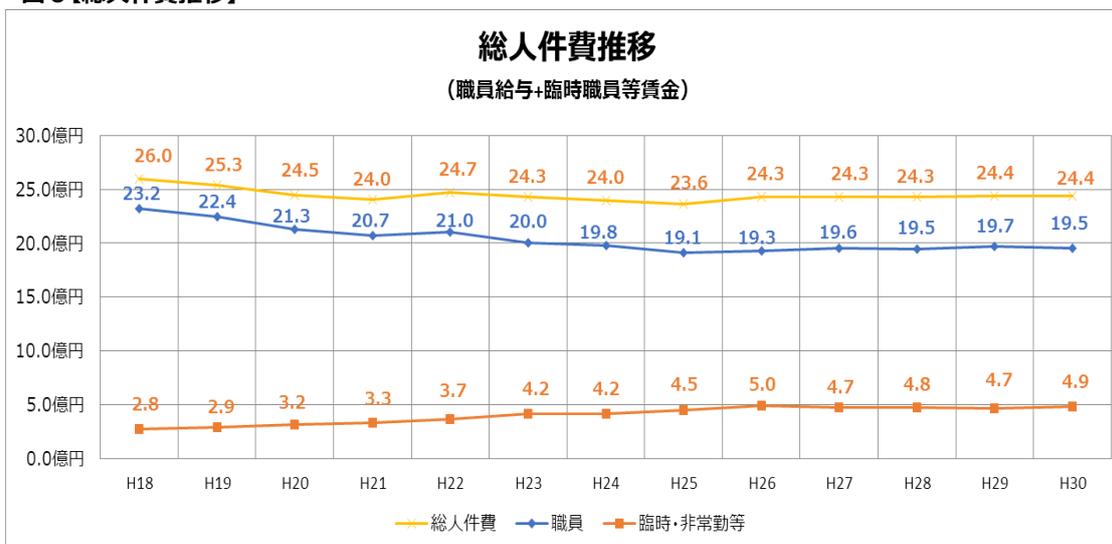
次に職員数と総人件費の推移をみます。

図 5【総職員数の推移】



※臨時・非常勤等の職員数は平成 24 年度以前と平成 25 年度以前で集計方法が違います。あくまで参考値です。

図 6【総人件費推移】



正職員と臨時・非常勤等職員の推移を見ると、正職員は合併以降減少し、平成 30 年度までで 68 人減少していますが、近年は減少がやや緩やかになっています。その一方で、臨時・非常勤等職員は増加し、平成 23 年度には正職員を上回りその後も増加しています。正職員の減少は進んだものの、その減少を臨時・非常勤等職員で補てんしているという現状で、正職員と臨時・非常勤等職員の合計である総職員数は合併当初と比べて高くなっています。また、職員給与と臨時・非常勤等職員の賃金を合わせた経費を総人件費と想定すると、合併当初からは減少し、現在は横ばいに推移しています。

4. 第 2 次行政改革大綱の振り返り

与謝野町の状況を振り返り、第 2 次行政改革大綱がどうだったかについて、基本方針ごとの状況は以下のとおりと考えます。

① 財政収支の黒字化を最大の目標とする

計画期間内での財政収支黒字は堅持しましたが、平成 29 年度、30 年度決算で財政調整基金を合計 3 億円取り崩しており、合併当初からの懸念であった普通交付税の一本算定移行に対応できていない状況にあります。

地方債の抑制についても、公債費抑制計画（注 7）により地方債発行額の抑制を試みましたが、中学校の改築や広域ごみ処理施設の建設等の多額の地方債発行を伴う事業実施のため、計画自体が形骸化してしまいました。投資的経費の抑制方針を定めることが出来なかったことが大きな要因であると考えます。加えて、特別会計への繰出金も急激に増加しました。合併以後、急速に進めた下水道整備により与謝野町の生活環境は大きく改善された一方で、下水道特別会計で借り入れた地方債の償還に対して、一般会計（注 4 参照）から多額の繰出金が必要になり、その額は平成 30 年度には約 9 億円（農業集落排水特別会計含む）に達しています（H20 と H30 の比較で約 3.7 億円の増）。これらの増加する歳出規模に対して、これまでの行政改革の取組だけでは、効果的な対応ができなくなっています。

② あるべき職員数への見直し

まちづくりの方針や課題に沿った機構改革を実施しましたが（平成 28 年 1 月）、職員数の適正規模については、実務に見合った適正な職員数の測定が出来ていない状況にあります。合併以降の事務事業の増加に伴い事務量は増加しているものの、増加した事務量に対して適正な職員が配置されているのかの分析には至っていない状況です。

総人件費（職員給与＋臨時職員等賃金）については、やや抑制傾向（もしくは横ばい）にあるものの、会計年度任用職員制度（注 8）が開始（令和 2 年度）すれば、増加に転じる見込みになります。

③ 事務事業等の削減効果の見直し

行政改革項目の実施により、歳出総額の抑制を目標にしていましたが、結果としては増加しています。前述した特別会計への繰出金の急激な増加には短期間で抑制できるものではなく、加えて社会保障費、公債費等も増加したため、投資的経費を除いた歳出総額でも、合併当初の約 90 億円規模を維持できず、100 億円を上回る水準で推移しています。

④ 効率的・効果的な組織体制への見直しと住民参画

幼児教育・保育の一体的な提供や学校等の適正規模・適正配置については、住民参画のもと実施に向けて着実に進んでいます。一方で、総合庁舎方式に向けた議論については、この期間においては進捗せず、機構改革による野田川庁舎本館の廃止にとどまりました。

また、住民サービスの向上については、コンビニ収納や 200 円バスの実施等の取組を始めました。住民サービスの向上については今後も更なる研究が必要と考えます。一方で、協働によるまちづくりの推進体制は、その検討の緒に就いたばかりであり、今後の課題であると考えます。

Ⅲ. 第3次行政改革大綱へ向けて

1. 第2次行政改革大綱での課題

与謝野町では、平成19年度に策定しました第1次行政改革大綱と平成24年度に策定しました第2次行政改革大綱に基づき行政改革に取り組んできました。ここまで述べてきましたように、その取組により得られた効果は新規事業に向けられたり、繰出金や社会保障費等の急激な増加もあり、大規模な投資的事業を差し引いて考えても、財政規模（決算規模）が合併当初を大きく上回る状況にあります。

これは、過去の行政改革大綱において実行してきた取組事項が、個別の視点に立った細かなものであり、全体的な視点に立った方針・ルールを明確にし、実行するというような抜本的な改革にまで至っていなかったことが考えられます。今後、減少し限られてくる行政資源をどのように活かして成果・効果を生むのか、その分析と将来にわたる方針を定め実行していくような「行財政経営」とも呼べる取組になっていなかった表れとも言えます。

与謝野町の現状を見た場合に考えられる第2次行政改革大綱での課題は、以下のとおりと分析し、その課題を第3次行政改革大綱でどのように解決すべきか考える必要があります。

【第2次行政改革大綱での課題】

課題1 歳出総額の抑制ができなかった

財源や人材といった資源は無限ではありません。特に普通交付税の一本算定移行に対応できなかったことは、歳出抑制等のルールが明確でなく、それが徹底できなかったことが原因であると考えます。行政改革大綱に示した取組は概ね実行しましたが、それが行財政全般に対する抜本的な改革には至っておらず、急激に増加する歳出規模の抑制に繋がりませんでした。第3次行政改革大綱においては抜本的な歳出抑制・歳入確保の方針を示し、実行する必要があります。

課題2 事務事業や業務量等の効率化・適正化が十分でなかった

事務事業の点検は緒に就いたばかりであり、業務量の点検による適正化も図れていません。そのため事務事業が増加し、正職員が減少する中で、全体的に業務量が増えています。第3次行政改革大綱においては、事務事業や業務量の整理整頓をして財源・職員配置の効率化・適正化を図る必要があると考えます。

課題3 協働のまちづくりの推進は継続・更なる推進を

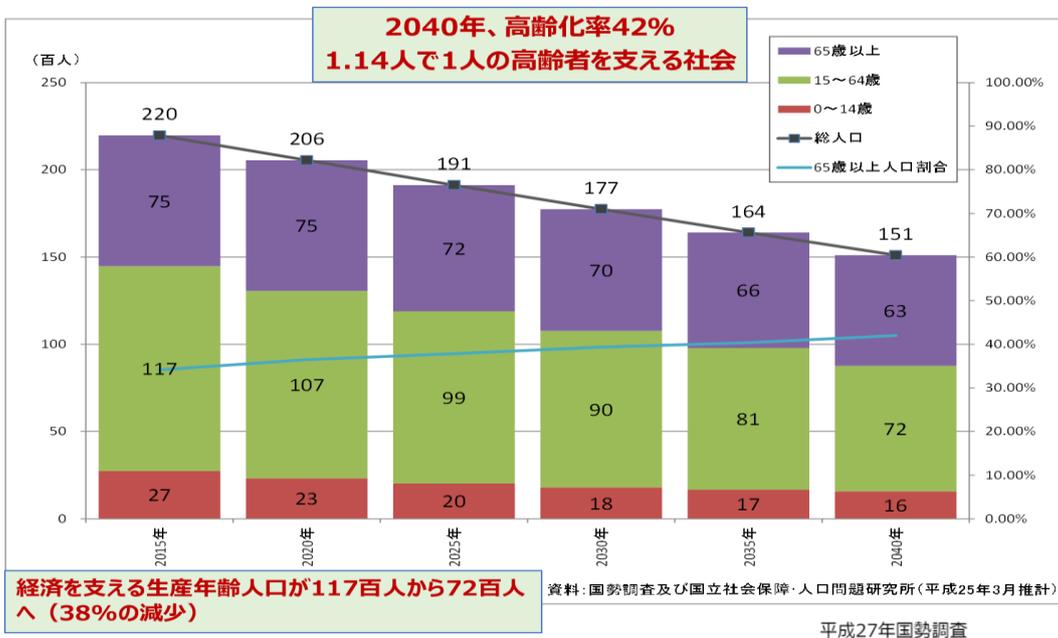
今後、減少していく行政資源の中でまちづくりを推進するためには、住民と行政の協働は不可欠です。そのためには積極的な情報の提供・共有を行うことで、住民参画・住民自治を促すような手法が必要であると考えます。第3次行政改革大綱においては、これまでの取組から更に一歩進めた手法の導入を目指す必要があります。

2. 取り巻く環境の変化と今後への課題

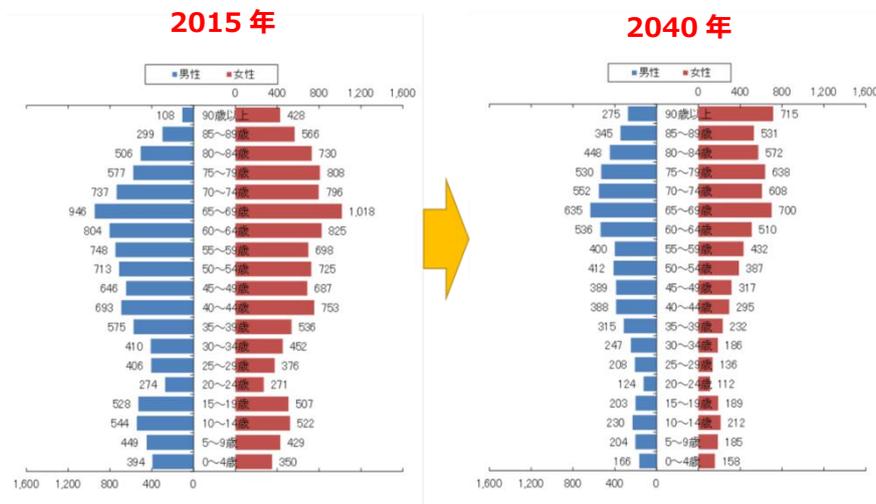
第2次行政改革大綱での課題に加えて、今後、与謝野町を取り巻く環境は大きく変化していくと見られています。少子高齢化の進行や人口減少、とりわけ若者の都市部への流出等により、与謝野町の将来を担う人材の不足や、公共施設の老朽化への対応等、町の抱える課題も新たな局面へと移行する中で、合併後のひとつのまちとなるべく、特別に措置された財源（注9）も、その特例期間を終えようとしており、ひとつのまちとしての体制を整えられないままに、まちづくりに必要な資源は縮減していく状況にあります。今後は限られた行政資源（ヒト、カネ、モノ）の中で、将来にわたる「健全な与謝野町」の実現と、「与謝野町総合計画」の実現の両方を目指し、そのために本当に必要なことは何なのかを評価・検証し、そこに資源を投入していくという、いわば「行財政経営」という新たな視点を第3次行政改革大綱では明確にする必要があります。

その1 ヒトのこれから

図7【与謝野町の今後の人口推移、人口構成の変遷】



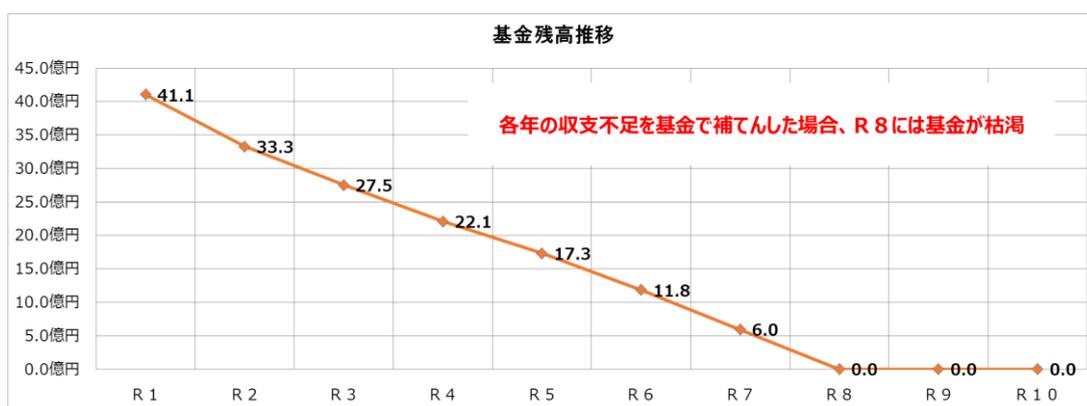
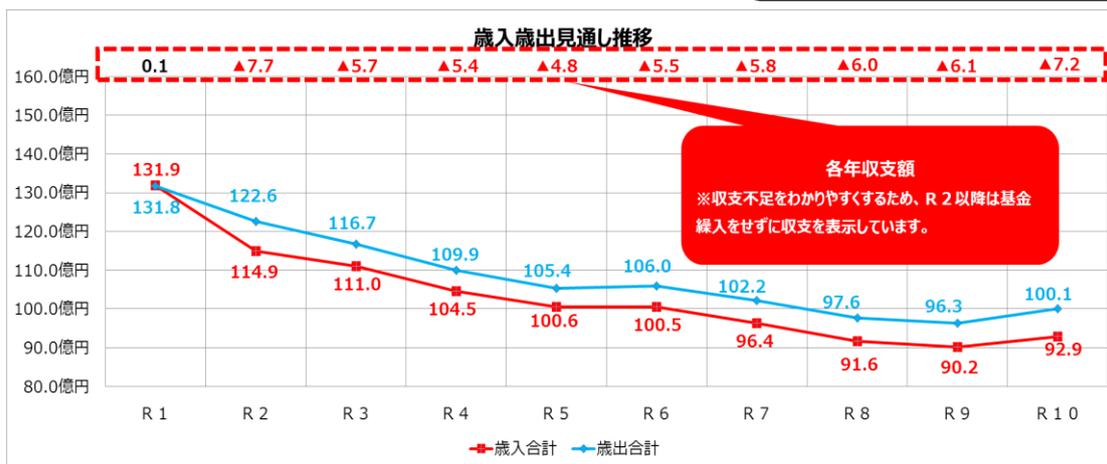
与謝野町の人口構成



与謝野町の人口は今後も減少していき、2040年には約15,000人規模になる見込みです。2015年（平成27年）と比較すると42%の減少となり、特に経済を支える生産年齢人口が38%減少するため、町内の経済活動が鈍くなることが予想されます。加えて、地域の様々な役割を担う人材（自治会の役員、消防団員、産業の後継者等）の確保も更に困難になり、町全体の活力が大きく減退する恐れがあります。

その2 カネのこれから

図8【与謝野町の財政見通し（平成31年度当初予算時作成）】



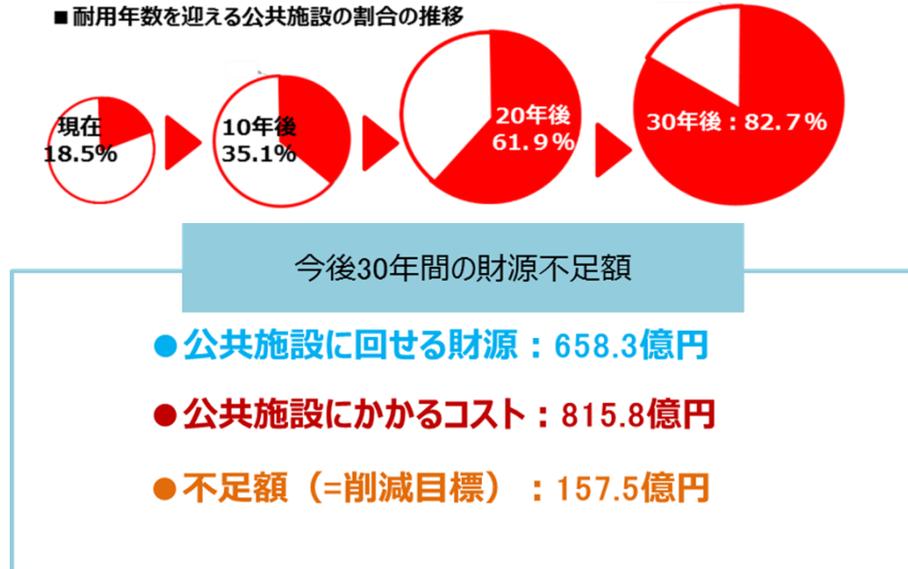
大胆な歳出抑制、税・各種料金の見直しといったことを積極的に行う必要がある。

町の財政面では、普通交付税の合併特例措置が終了し、ひとつのまちとして算定されること、また、人口減少による税収の減少も見込まれることから、歳入額が大きく減少する見込みです。一方で、ひとつのまちとなるために必要な体制作りはまだ十分とは言えず、歳出の抑制が歳入の減少に追いつかない状況に陥り、その不足分を合併の特例措置による恩恵で積み立てることが出来た基金を取り崩すことで補てんすることになります。子どもたちや、その子どもたちの世代の負担を軽減しようと積み立てた基金ですが、現役世代が全て使ってしまうことになり、このままでは負担だけが次の世代へと残されることが予想されます。

その3 モノのこれから

図9【与謝野町公共施設の耐用年数到達割合推移と公共施設の維持・更新にかかる財源不足】

※与謝野町公共施設等総合管理計画（注：10）（基本計画）より（平成28年度作成）



※保有するすべての公共施設を耐用年数到達時に更新して維持し続けた場合の試算

与謝野町が保有する公共施設は、合併前の旧町の施設をそのまま新町に引き継いで使用してきました。老朽化や、より良い環境整備への対応として、一部の施設の統合・廃止を実行していますが、多くの施設はそのまま使用し続けています。それらの施設を今後も使用し続けるならば、老朽化に対応して施設の更新（建替え）も実施しなければなりません。全ての施設でそれを行うとすると、今後30年間で約157.5億円（1年平均5.25億円）の財源不足が生じる見込みですので、今後は人口減少等の社会的要因も念頭に置きながら、公共施設への投資の選択と集中が必要になります。

3. 行政改革の位置づけ

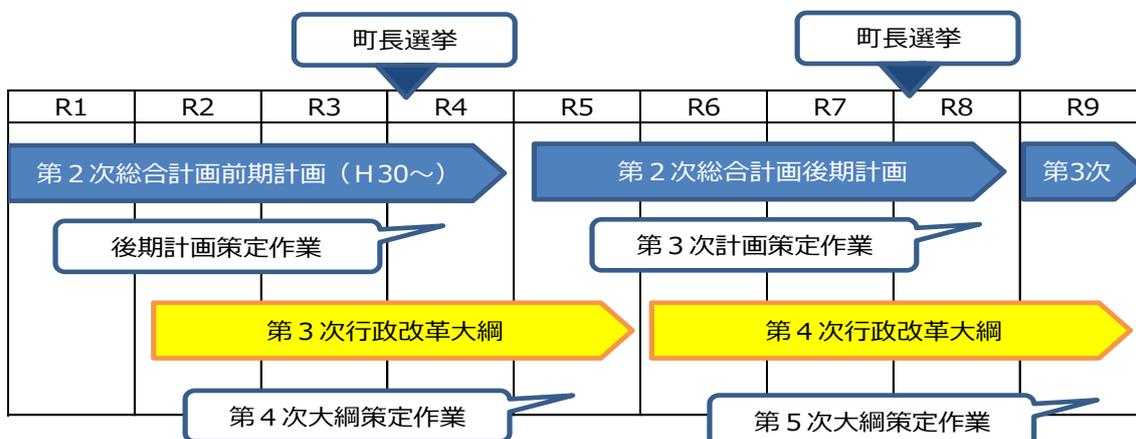
与謝野町は、将来像を「人・自然・伝統 与謝野で織りなす 新たな未来」と定め、その実現を目指し、第2次総合計画（平成29年度～令和8年度）を策定しました。「みんな（みんなの手で進めるまちづくり）」、「みらい（未来志向のまちづくり）」、「みえる（まちの資源や動きがみえるまちづくり）」の3つの「み」を基本理念に掲げ、まちづくりを推進していきます。

その総合計画の中でも「未来を見据えた行財政運営」の必要性を明記し、「健全な財政運営のもと、効率的・効果的な行政サービスを提供する。」としています。第3次行政改革大綱はそれに対応するとともに、本大綱の冒頭で明示した「次の世代がさらなる未来を繋いでいけるように、持続し発展する与謝野町の基礎を作る。」ことを目的として取り組みます。

4. 第3次行政改革大綱の期間

第3次行政改革大綱の計画期間は、第2次総合計画を後追いすることとし、令和2年度から令和5年度までの4年間を期間とします。

図10【第3次行政改革大綱の期間】



5. 第3次行政改革大綱の目指す姿

財政調整基金は平成28年度まで順調に積み立ててきており、その額は20.2億円になりました（合併時は約9億円）。しかし、普通交付税の縮減や相次ぐ大規模災害への対応により、平成29年度は2億円、平成30年度は1億円の計3億円を取り崩す結果になりました。

第3次行政改革大綱においては、「次の世代がさらなる未来を繋いでいけるように、持続し発展する与謝野町の基礎を作る。」ことを目的に据え、現状を回復し、ひとつのまちとして持続可能な行財政基盤の確立を目指すため ①普通交付税の一本算定移行（令和3年度）後において財政収支黒字化（財政調整基金を取り崩すことのない黒字化）にする。②財政調整基金の残高を平成28年度水準に回復する。という姿を目指します。

また、今後はヒトやカネといった行政資源が縮小していきます。③縮小する行政資源を効率的・効果的に活用 ことに注力する必要があります。加えて、自助・共助の更なる促進を図ることで ④オール与謝野でまちづくりを行う 姿を目指します。

6. 第3次行政改革大綱の前提条件

第3次行政改革大綱は以下の前提を考慮し、基本方針を示します。行政資源が減少する中で、のまちづくりを余儀なくされる状況が想定されます。以下のような前提を念頭に置いておかなければなりません。

前提1 財政規模は縮小する

⇒与謝野町の歳入の大部分を占める普通交付税は、合併自治体の財政特例措置期間が終了し、ひとつのまちとして算定されることや、人口減少に伴い税収も減少していくことが予想されることから、歳入規模の減少が進むことは明らかな状況です。その中で、現状を分析

し、いかに効率的なまちづくりを進めるかを考え、実行しなければなりません。

前提2 町職員数は増えない

⇒行財政運営を担う町職員は合併以降減少しました。総職員数も減少傾向にあるものの、総人件費は前述のように、平成30年度で約24.4億円と依然として大きく、職員数に関しても制度改正等の明確な理由なしにこれを増やすことは考えられません。

前提3 役場庁舎は現在の2.5庁舎

⇒役場庁舎は平成28年1月に、老朽化のため野田川庁舎本館を閉鎖しており、合併以降の3庁舎体制からいわゆる2.5庁舎体制（野田川庁舎の北庁舎はそのまま活用）になっています。第3次行政改革大綱の期間では総合庁舎化の実現は困難であるため、現状の2.5庁舎が前提となります。

7. 第3次行政改革大綱の推進方法・推進体制

第3次行政改革大綱の推進には、町長をトップにした庁内組織「まちづくり及び行政改革推進本部会」において進捗管理を進めて、危機意識や行政改革の取組の必要性を全庁的に共有します。さらに、庁外組織である「与謝野町行政改革推進委員会」において進捗を毎年確認し、行政改革の取組への必要な助言や調査、見直しを行い、その結果を公表します。

IV. 第3次行政改革大綱

1. 第3次行政改革大綱の基本方針

第2次行政改革大綱の課題と今後の取り巻く環境の変化、目指す姿、前提条件等を踏まえて、第3次行政改革大綱の基本方針を以下のとおりとします。

基本方針1 持続可能な行財政基盤の確立

現在の与謝野町は財政調整基金を取り崩して財源を確保している状況にあり、普通交付税が一本算定に完全移行する令和3年度以降も、持続可能な行財政基盤を確立できるかが直面する最大の課題です。

持続可能な財政基盤を確立するために必要な財政計画（削減・抑制を目指すターゲットと数値目標、達成時期の設定）を策定し、それが示す方向性をルール化します。加えて、新たな予算編成手法の研究とルール化等、明確な財政規律を確立し徹底します。

歳出面において、特に合併以降に増加した繰出金・物件費については、その増加要因を分析し、見直すべき部分を見直し、削減を進めます。また、補助費・投資的経費・公債費もあり方を見直しルールを決めることで、将来負担の抑制を図り、増大した歳出規模をひとつのまちとして適正な規模に見直します。一方で、今まで大きく見直されることのなかった各種公共料金・利用料金の適正化や、ふるさと納税の取組強化等の歳入確保も図ります。

それらを効果的に行うために、各事務事業を点検し、問題点や課題を明確にしていきます（事務事業評価の実施）。

歳出規模の抑制・予算編成・政策形成過程等をルール化し徹底することや、事務事業評価等の取組により、従来の「行財政運営」から「行財政経営マネジメント」への転換を図ります。

基本方針2 行政資源の効率的・効果的な活用

縮小していく行政資源（特にカネとヒト）は、より効率的・効果的に活用しなければなりません。

与謝野町が実施する事務事業を見直すこと（事務事業評価の実施）により、行政が担うべきもの、行政以外が担うべきもの、行政が担うべきものでも協働して行う方が効果を生むもの等に仕分けし、事務事業をより効率的・効果的に作りかえることはもちろん、事務事業の実施手法もより効率的・効果的なものに見直します。

また、職員や組織においては、その質を高めるよう努めることはもちろん、職員数の適正化と適正配置を図り（職員数の適正化計画の策定）、課題解決に即した組織機構への再編を行います。

加えて、民間活力の導入やサービスの広域行政化等により、与謝野町の行政資源が縮小する中でも、時代に即したサービスが提供できるよう努めます。

基本方針3 多様な主体・地域が協働したまちづくりの推進

行政資源が縮小していく中、行政が行う「公助」には限界があり、多様化・複雑化している課題の解決や、将来予想される課題に対する事前の対策の実行において、自分でできることは自分で行う「自助」や、地域でできることは地域で行う「共助」は今後、ますます重要となるため、多様な主体・地域、行政が協働するオール与謝野でのまちづくりを目指します。

新たな取り組みとして自助・共助を実現する地域コミュニティ組織の構築とその支援を行い、地域と行政が協働して課題解決やまちづくりを行う体制を構築します。また、住民参画の場を充実させ、住民の意思と知恵が町政に反映される手法を研究し、住民が町政の様々な場面で意思決定過程に関わる仕組みづくりを行います。

加えて、与謝野町の様々な情報を積極的に発信することで、与謝野町の課題に対して全町的な意識の共有を図り、住民一人ひとりの行動が地域や町政の活性化に繋がることを実感できるよう努めるとともに、行政の情報発信だけでなく、住民の考えや意識を的確に把握することで、住民と行政が意思や考えを発信・共有し合える体制の構築を目指します。

※住民とは与謝野町民だけでなく与謝野町に関わる全ての人を指しています。与謝野町に関わる全ての人々が、総合計画に掲げる「人・自然・伝統」を継承していく担い手であると考えています。

2. 第3次行政改革大綱の基本方針に対する実施項目

前述の基本方針に則り、第3次行政改革大綱の実施項目を以下のとおり定めます。

基本方針1 持続可能な行財政基盤の確立

⇒実施項目① 義務的経費の削減

総人件費の削減、公共施設の維持管理経費の削減、繰出金の削減、公債費の抑制

⇒実施項目② 政策的経費の抑制

政策形成のルール化、建設事業の計画的実施・将来負担の抑制

⇒実施項目③ 各種負担の適正化

補助制度の見直し、受益者負担の見直し

⇒実施項目④ 自主財源の確保と町有財産の活用

歳入確保の取組強化、町有財産の活用

⇒実施項目⑤ 行財政経営マネジメントの確立

財政規律の確立、事務事業評価（注11）の実施、施策の進捗管理

基本方針 2 行政資源の効率的・効果的な活用

⇒実施項目① 効率的・効果的な事務事業の推進

事務事業評価の実施（再掲）、効率的・効果的に事務事業を実施するための新たな手法の導入

⇒実施項目② 職員の意識改革・人材育成

職員研修等の実施、職員の働き方改革

⇒実施項目③ 効率的・効果的な行政組織体制の構築

職員数の適正化と適正配置、効率的・効果的な組織機構への見直し

⇒実施項目④ 民間活力の導入と広域連携の推進

効率的・効果的な手法としての民間活力の導入、広域行政によるサービス提供の実施

基本方針 3 多様な主体・地域が協働したまちづくりの推進

⇒実施項目① 自助・共助を促進し地域と行政が協働する仕組みづくり

住民主体の地域コミュニティ組織の構築、住民主体の地域コミュニティ組織の運営支援

⇒実施項目② 住民参画による町政の活性化

より多くの住民がまちづくりに参画できる手法の導入、住民と行政の情報共有と住民意識の把握

※各実施項目の具体的取組内容は、「与謝野町第3次行政改革大綱実施計画」にて明記します。

特記事項 ～ 事務事業評価の取組 ～

第3次行政改革大綱を進めるためには、令和元年度からの新たな取組である、事務事業評価の果たす役割は重要です。事務事業評価の目的を以下の通りとし、様々な方向性を検証するために活用します。

【事務事業評価の目的】

- ① 事務事業の目的や効果の検証により事業の必要性を確認する（事務事業の整理）
⇒基本方針 1、基本方針 2
- ② その事務事業が担うべき主体について検証する（担うべき主体の仕分け）
⇒基本方針 2、基本方針 3

- ③ 各事務事業を現状より効率的・効果的なものに作りかえる
⇒基本方針 2
- ④ 縮小する行政資源を抑制・削減・集中する
⇒基本方針 1、基本方針 2
- ⑤ 職員の意識改革・政策形成能力の向上
⇒基本方針 2

事務事業評価は、事務事業の改善・効率化を目的に行うことはもちろん、「今まで通りあれば良い」ではなく「本当に必要かどうか」という視点で、増加した事務事業を削減していくことも目的とします。

図 11 【第3次行政改革大綱の体系】

目指す姿	基本方針	実施項目
財政収支黒字化・基金の回復	1 持続可能な行財政基盤の確立	① 義務的経費の削減 ② 政策的経費の抑制 ③ 各種負担の適正化 ④ 自主財源の確保と 町有財産の活用 ⑤ 行財政経営マネジメントの確立
行政資源の効率的・効果的な活用	2 行政資源の 効率的・効果的な活用	① 効率的・効果的な 事務事業の推進 ② 職員の意識改革・人材育成 ③ 効率的・効果的な組織体制の構築 ④ 民間活力の導入と広域連携の推進
オール与謝野のまちづくり	3 多様な主体・地域が 協働したまちづくりの推進	① 自助・共助を促進し地域と行政が 協働する仕組みづくり ② 住民参画による町政の活性化

■ 用語解説 ■

（注1）合併自治体のための財政特例措置期間

⇒平成の大合併により合併した地方自治体は、ひとつのまちになるために時間と財源を要することから、合併後10年間は合併団体ごとに算定した額の合算により普通交付税（※）措置をする特例措置（合併算定替え）があり、その後11年目からは5年（平成28年度～令和2年度）をかけて段階的に与謝野町としての算定（一本算定）へと移行します（令和3年度で完全移行）。合併当初は与謝野町における合併算定替えと一本算定の差額が10億円を超えるとされていましたが、その後、全国的に合併団体の合理化が進まなかったり、合併して広くなった市域・町域で行政運営を行なうという合併団体特有の事情があることを考慮し、一本算定の財政措置が充実したことから、その差は平成29年度で5億円程度になっており、その後もその差が縮まっています。それでも3億円程の差があります。

※普通交付税・・・地方交付税のひとつ（もうひとつは特別交付税）で、地方公共団体の財源の偏在を調整するために、主に国税（所得税や酒税、消費税等）を原資として、客観的な基準での算定により各地方公共団体に財源を配分する地方財政制度です。与謝野町では歳入全体の40%程度を占める貴重な財源となっています。

（注2）財政調整基金

⇒地方自治体が積み立てて、財源が不足する年に取り崩すことで財政調整を行うための貯金です。与謝野町の財政調整基金残高は、平成28年度の20.2億円をピークに、平成29年度、30年度と取り崩したため、平成30年度では17.4億円になっています。

（注3）経常収支比率

⇒財政構造の弾力性を示す数値です。支出のうち人件費や扶助費（社会保障分野での支援を行う経費）、公債費、物件費等の、毎年必ず必要とする経費を「経常経費」といいます。また、収入のうち町税や地方交付税等毎年度必ず入ってくる財源を「経常一般財源」といい、使い道は自治体の裁量にゆだねられています。この経常一般財源のうち、経常経費に充てられる割合が経常収支比率となります。この比率が低いほど、財源を活用できる自由度が高まることとなります。一般的に80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあるといわれていますが、少子高齢化への対応のための社会保障費の増大等の影響で、80%を堅持することも難しくなっています。与謝野町の平成30年度決算での比率は97.7%と非常に高い水準に位置しています。

（注4）普通会計

⇒地方自治体の特別会計（特定の目的があり、特定の収入をもって運営される会計。介護保険や国民健康保険、下水道等）や企業会計（水道事業）以外の会計を指し、与謝野町では一般会計

(通常の行政運営を行なう会計。)と土地取得特別会計、宅地造成事業特別会計の3つの会計を普通会計としています。これは、主に国が毎年実施する地方財政状況調査(決算統計)等で使用する会計です。平成30年度歳出決算では普通会計のうち一般会計の割合が99.9%を占めています。

(注5) 実質単年度収支

⇒単年度収支(※1)から実質的な黒字要素(財政調整基金積立金、地方債繰上償還額)や赤字要素(財政調整基金取崩し額)を加減したもので、当該年度における実質的な収支を把握するための指標です。

【計算式】

単年度収支 + 財政調整基金積立金 + 地方債繰上償還額 - 財政調整基金取崩し額

(※1) 単年度収支…今年度の実質収支から前年度の実質収支(※2)を引いた金額で、今年度だけの純粋な収支。

(※2) 実質収支…単年度の形式収支(歳入決算額-歳出決算額の収支)から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた収支。

(注6) 投資的経費

⇒その経費の支出効果が単年度にとどまらず、固定的な資本の形成に向けられる経費で、地方自治体の投資的経費としては、普通建設事業(道路や公共施設の等の建設費)、災害復旧事業、失業対策事業があげられます。与謝野町の場合、平成29年度決算における投資的経費の内訳は普通建設事業が91.8%、災害復旧事業が8.2%となっています。

(注7) 公債費抑制計画

⇒平成33年度(計画当時の期間で表記)までの普通建設事業の予定に基づき、事業費の調整とそれに伴う地方債発行額の抑制、将来的な公債費(借金返し)の減額により最終年度には地方債残高を概ね100億円を目指すとした計画です。ただし、期間中に加悦中学校改築事業や広域ごみ処理施設建設事業等、多額の地方債発行を行わないと実施できない事業があり、地方債発行額を予定通り抑制できず形骸化してしまいました。

(注8) 会計年度任用職員制度

⇒臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保を目的に、地方自治法及び地方公務員法が改正され(平成29年法律第29号)、令和2年度から創設される制度です。会計年度任用職員は、一般職として服務規律等の適用が明確化されているほか、給付についても正職員との均衡を考慮し、期末手当の支給を可能にする等、同一労働同一賃金の原則の下、待遇改善も図られています。

(注 9) 合併後のひとつのまちとなるべく、特別に措置された財源

⇒主なものとしては、先述した普通交付税の合併算定替え措置に加え、合併特例債という、主に普通建設事業費に対して 95%の借入れが出来、その元利償還金の 70%が後年度の普通交付税で措置される地方債制度もあります。これは、当初合併後 10 年が活用期間でしたが、その後 15 年、20 年と延伸されています。ただし、活用できる金額的な上限も設定されていて、それは当初から増額することはありません。

(注 10) 与謝野町公共施設等総合管理計画

⇒与謝野町の今後の公共施設の方針を示した計画です。平成 28 年度に基本計画、平成 29 年度に実施計画を策定・公表しています。

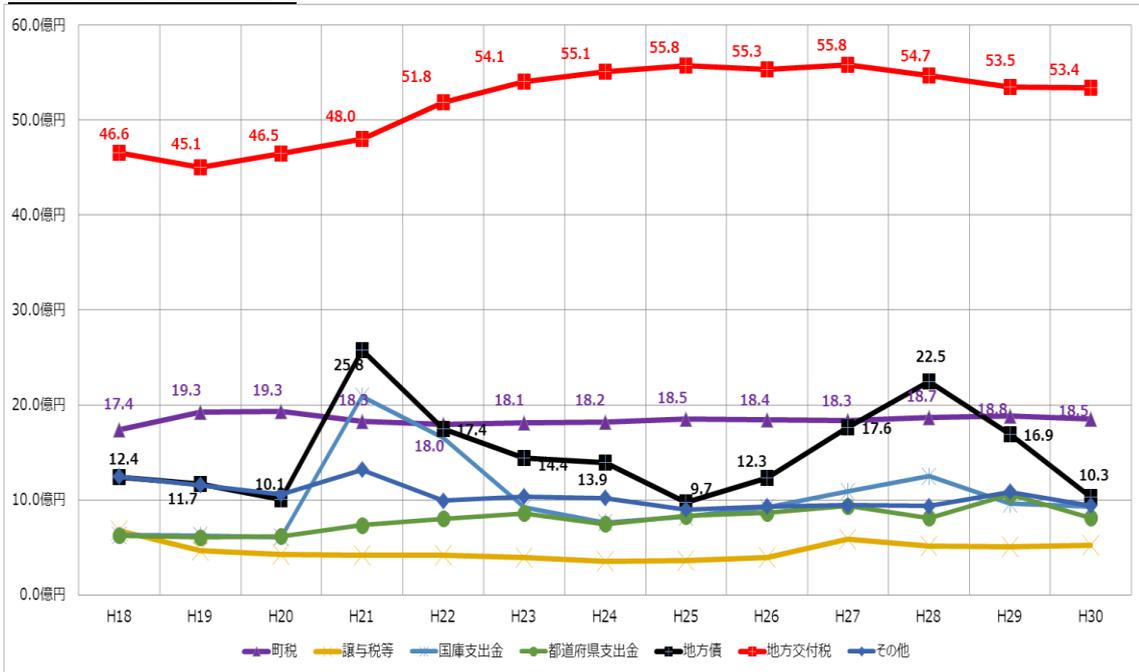
(注 11) 事務事業評価

⇒一般会計の事業を対象に事業手法及び効果等を検証・必要な見直しを行うことにより、事業を効率的・効果的なものに作り替え、次の世代に健全な財政を引き継ぐこと、また、その過程において職員の政策形成能力の向上に資することを目的として実施しています。約 600 ある事務事業の評価を庁内評価者、外部評価者によって 3 年にわたって実施し、事務事業の整理整頓を行います。

第3次与謝野町行政改革大綱資料編

～ 与謝野町の財政状況について（普通会計）～

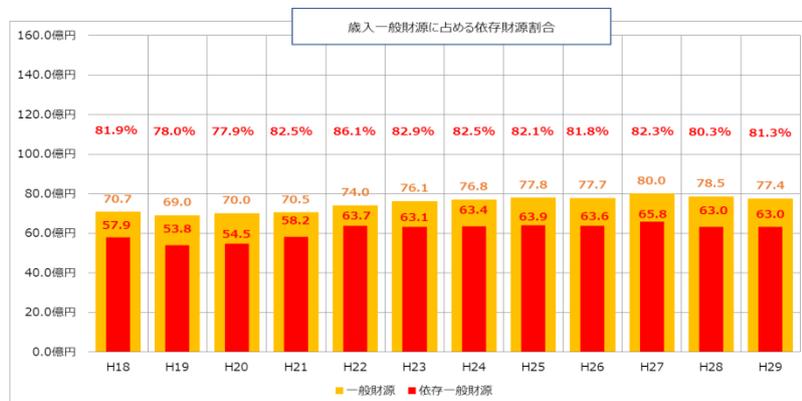
1. 町の主な歳入の推移



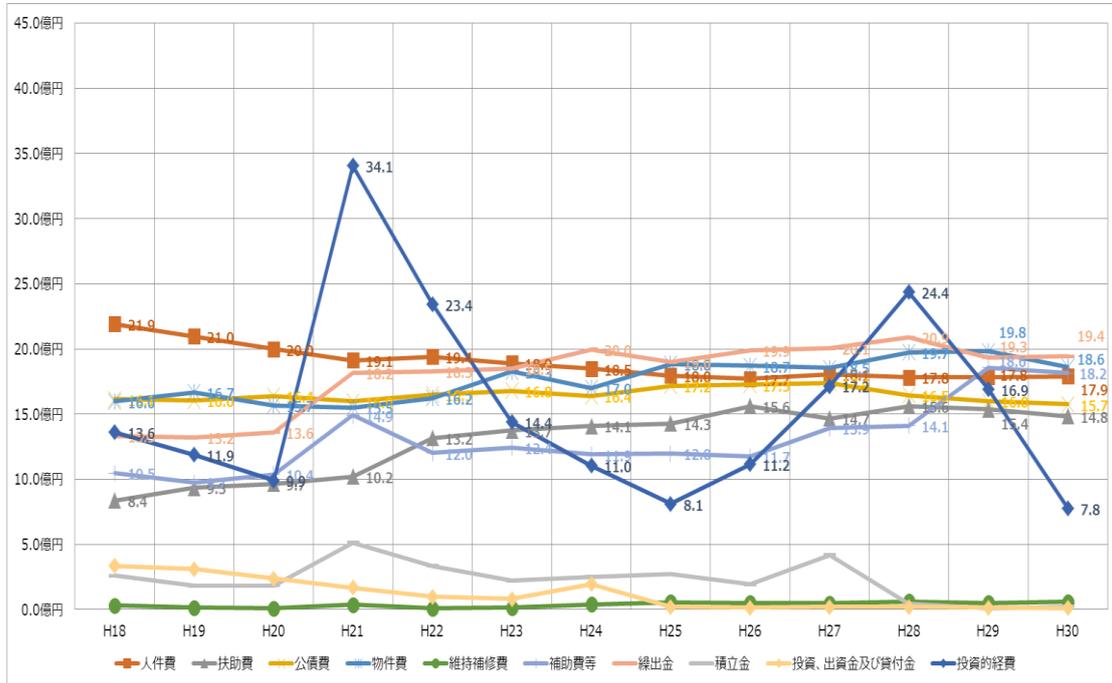
(単位: 億円)	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
地方税	17.4	19.3	19.3	18.3	18.0	18.1	18.2	18.5	18.4	18.3	18.7	18.8	18.5
譲与税等	6.7	4.7	4.2	4.2	4.2	4.0	3.5	3.6	4.0	5.9	5.2	5.1	5.2
国庫支出金	6.3	6.3	6.1	20.9	16.5	9.2	7.6	8.2	9.2	10.9	12.5	9.6	9.2
都道府県支出金	6.2	6.0	6.2	7.3	8.0	8.6	7.4	8.3	8.6	9.4	8.1	10.6	8.1
地方債	12.4	11.7	10.1	25.8	17.4	14.4	13.9	9.7	12.3	17.6	22.5	16.9	10.3
地方交付税	46.6	45.1	46.5	48.0	51.8	54.1	55.1	55.8	55.3	55.8	54.7	53.5	53.4
その他	12.5	11.6	10.6	13.2	9.9	10.4	10.2	9.0	9.3	9.4	9.4	10.8	9.4
歳入合計	108.0	104.5	102.9	137.7	125.8	118.6	116.0	113.1	117.1	127.3	130.9	125.2	114.1

歳入推移を見ると地方交付税の割合が非常に高いことが分かります。地方交付税が歳入全体に占める割合は平成 29 年度決算で 42.7%となっており、類似団体平均が 19.0%となっています。

一方で、町税の割合は 15.0%となっており、類似団体平均の 34.3%と比べるとかなり低くなっています。



2. 町の主な歳出（性質別）の推移



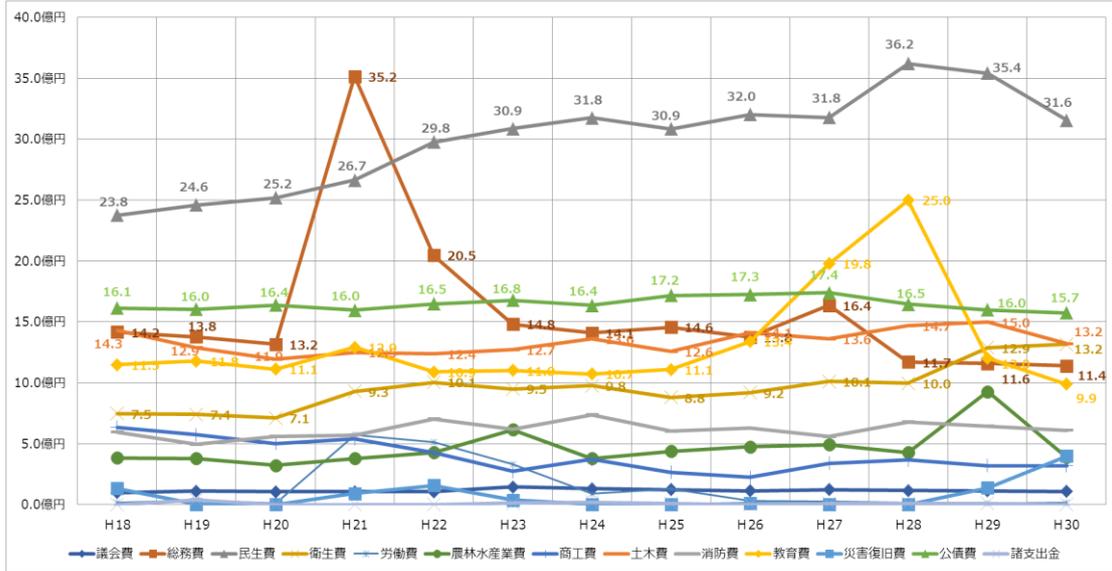
(金額：億円)	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人件費	21.9	21.0	20.0	19.1	19.4	18.9	18.5	18.0	17.7	18.1	17.8	17.8	17.9
扶助費	8.4	9.3	9.7	10.2	13.2	13.7	14.1	14.3	15.6	14.7	15.6	15.4	14.8
公債費	16.1	16.0	16.4	16.0	16.5	16.8	16.4	17.2	17.3	17.4	16.5	16.0	15.7
物件費	16.0	16.7	15.7	15.5	16.2	18.3	17.0	18.8	18.7	18.5	19.7	19.8	18.6
補助費等	10.5	9.7	10.4	14.9	12.0	12.4	11.9	12.0	11.7	13.9	14.1	18.6	18.2
繰出金	13.3	13.2	13.6	18.2	18.3	18.5	20.0	19.0	19.9	20.1	20.9	19.3	19.4
投資的経費	13.6	11.9	9.9	34.1	23.4	14.4	11.0	8.1	11.2	17.2	24.4	16.9	7.8
その他	6.2	5.0	4.3	7.2	4.4	3.1	4.9	3.5	2.5	4.8	1.2	0.7	0.9
歳出合計	106.0	102.9	99.9	135.1	123.4	116.1	113.7	110.7	114.6	124.6	130.2	124.5	113.3

歳出全体をその性質で分類した性質別経費については、合併当初に一番割合の高かった人件費が、職員数とともに減少しており、代わって臨時職員賃金や外部への委託料を含む物件費（消費的性質に分類される経費。主に賃金、需用費、委託料など）が右肩上がりに増えてきました（約+4億円）。

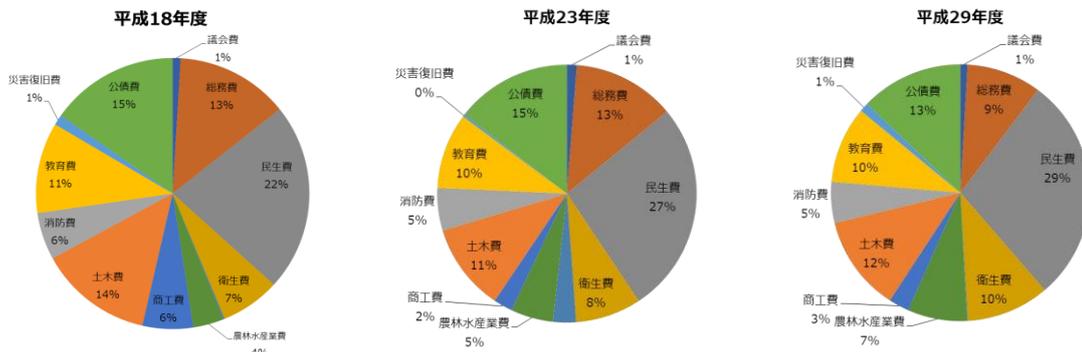
また、期間中には普通会計から特別会計への繰出金が大きく伸びてきており（約+7億円）、特別会計で独立採算が出来ない慢性的な状況に陥っています。加えて扶助費（社会保障に対する経費）も増加し（約+7億円）高止まりで推移しています。今後は公債費（地方債の償還金）・補助費（補助金・負担金）も増加する傾向にあり、限られた財源をどのように活用するのか、その手法を研究・実施し、常態化しなければなりません。

平成29年度の類似団体決算と比較すると、歳出全体では類似団体平均が約114億円に対し与謝野町は約125億円、投資的経費を除く歳出額では類似団体平均が約99億円に対して、与謝野町は約108億円となっており、類似団体平均よりも約9億円も高くなっています。

3. 町の主な歳出（目的別）の推移

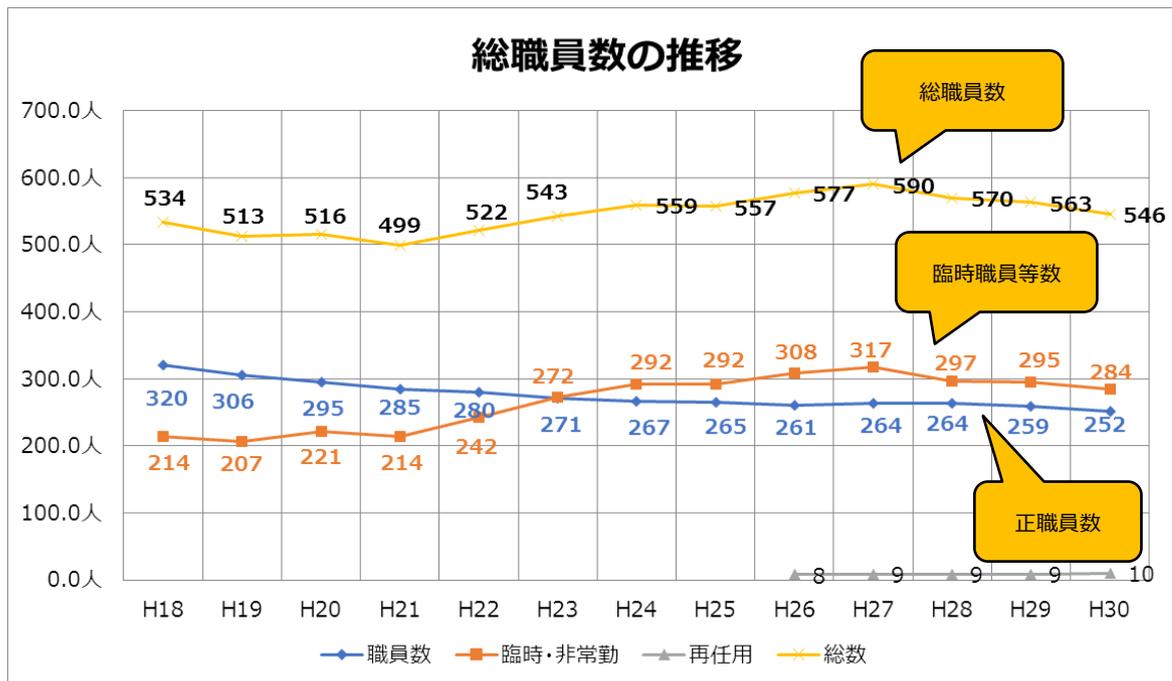
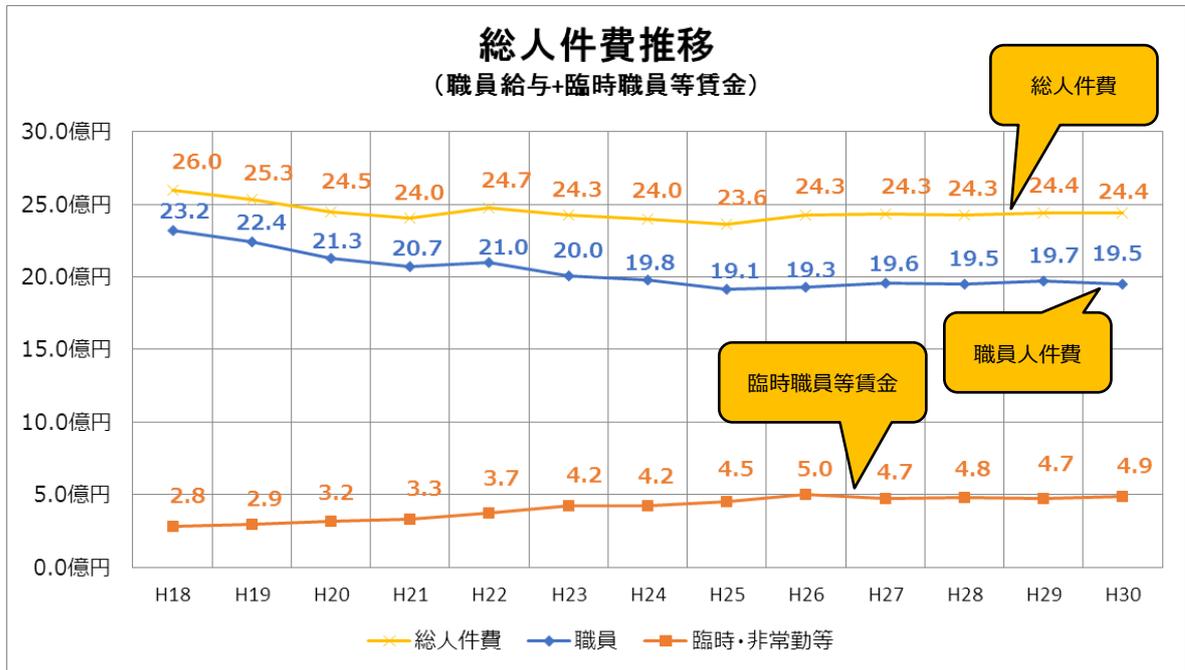


(金額：億円)	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
議会費	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.5	1.3	1.2	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1
総務費	14.2	13.8	13.2	35.2	20.5	14.8	14.1	14.6	13.8	16.4	11.7	11.6	11.4
民生費	23.8	24.6	25.2	26.7	29.8	30.9	31.8	30.9	32.0	31.8	36.2	35.4	31.6
衛生費	7.5	7.4	7.1	9.3	10.1	9.5	9.8	8.8	9.2	10.1	10.0	12.9	13.2
労働費	0.2	0.4	0.1	5.7	5.1	3.3	0.9	1.3	0.3	0.2	0.2	0.1	0.2
農林水産業費	3.8	3.8	3.2	3.8	4.3	6.2	3.8	4.4	4.8	4.9	4.3	9.3	3.9
商工費	6.4	5.7	5.0	5.4	4.3	2.7	3.7	2.7	2.3	3.4	3.7	3.2	3.2
土木費	14.3	12.9	11.9	12.5	12.4	12.7	13.6	12.6	14.1	13.6	14.7	15.0	13.2
消防費	6.0	4.9	5.6	5.7	7.0	6.2	7.4	6.0	6.3	5.6	6.8	6.5	6.1
教育費	11.5	11.8	11.1	12.9	10.9	11.0	10.7	11.1	13.4	19.8	25.0	12.0	9.9
災害復旧費	1.3	0.0	0.0	0.9	1.6	0.4	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	1.4	4.0
公債費	16.1	16.0	16.4	16.0	16.5	16.8	16.4	17.2	17.3	17.4	16.5	16.0	15.7
諸支出金	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0



目的別に歳出を見た場合には、投資的経費の有無により大きな影響を受けるため、経常的な傾向を分析することは難しいですが、中でも民生費は右肩上がりに増えており、少子化-高齢化の双方に対応した社会保障の充実を行ってきた過程が明確になっています。また、公債費も高い水準で推移しており、目的別に見ても全体に占める割合が高くなっています。

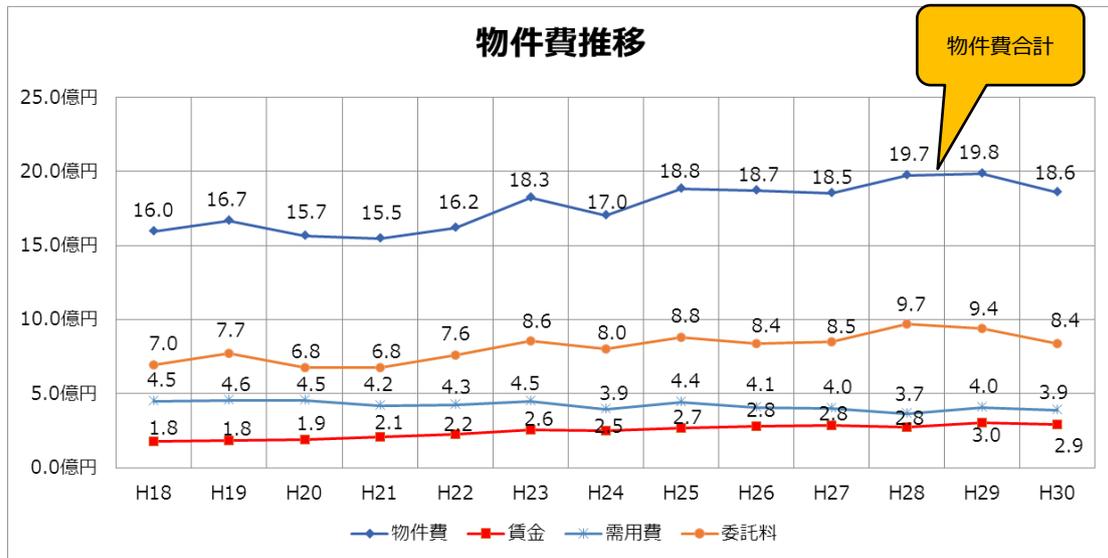
4. 主な歳出項目の推移



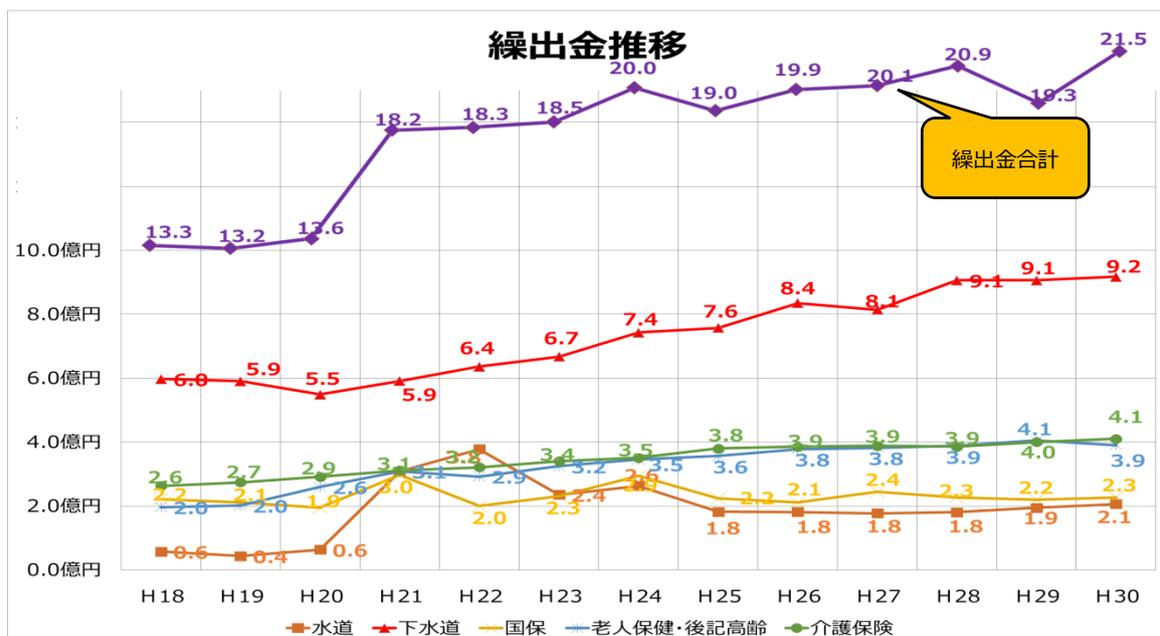
合併以降、行政改革の推進によって、職員数と職員人件費を抑制してきました。一方で、それに代わるように臨時職員等の数は増加し、平成 23 年度には臨時職員等の数が職員数を上回りました。職員の減少を臨時職員等で補っており、総職員数で見ると合併当時よりも多くなっています。

人口千人あたりの職員数は類似団体平均が 7.6 人に対し与謝野町は 10.56 人です。

※歳出性質別推移の人件費とは抽出内容が異なるため、金額が異なります。

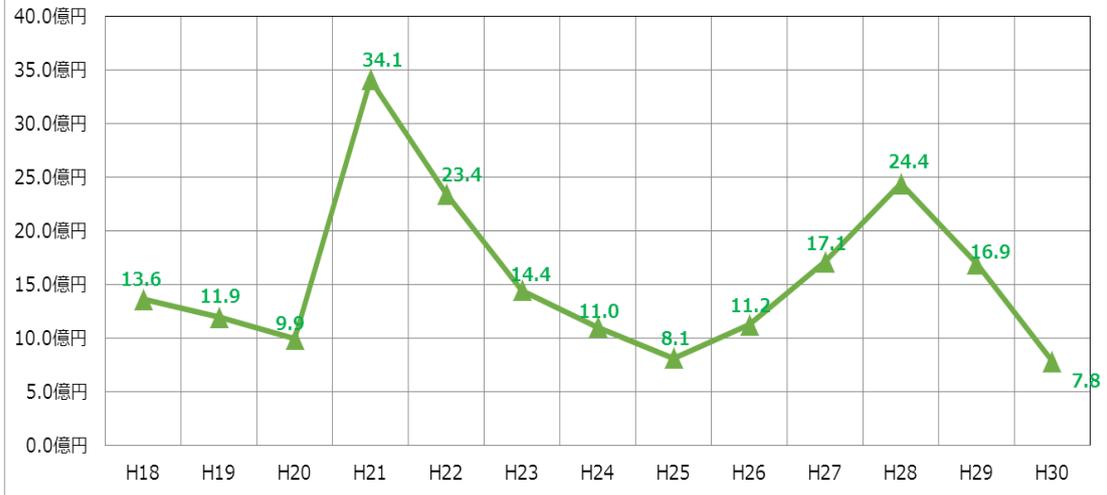


物件費は、与謝野町の歳出の中でも最も大きくなっています。主な内訳を見ると、委託料が最も大きくなっています。公共施設の指定管理等により指定管理料が増えています。一方で光熱水費やその他の運営経費である需用費は横ばいに推移しています。



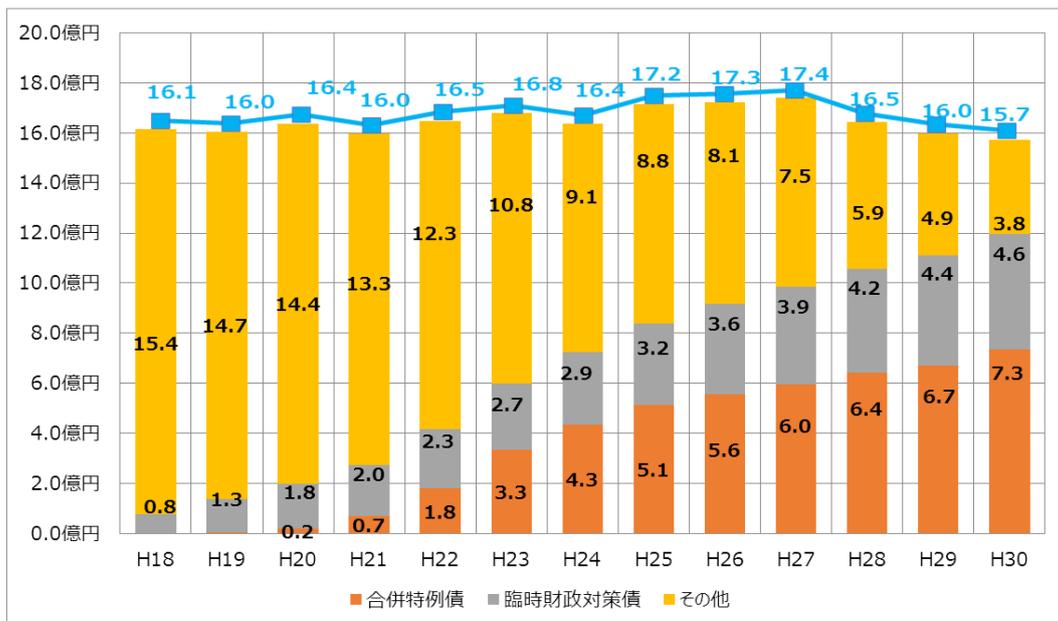
繰出金も増加しています。特に下水道特別会計への繰出金は、合併後の急速な下水道整備にとまなない、その時借り入れた企業債の償還が大きくなったため、一般会計からの繰出しが急増しています。

投資的経費推移

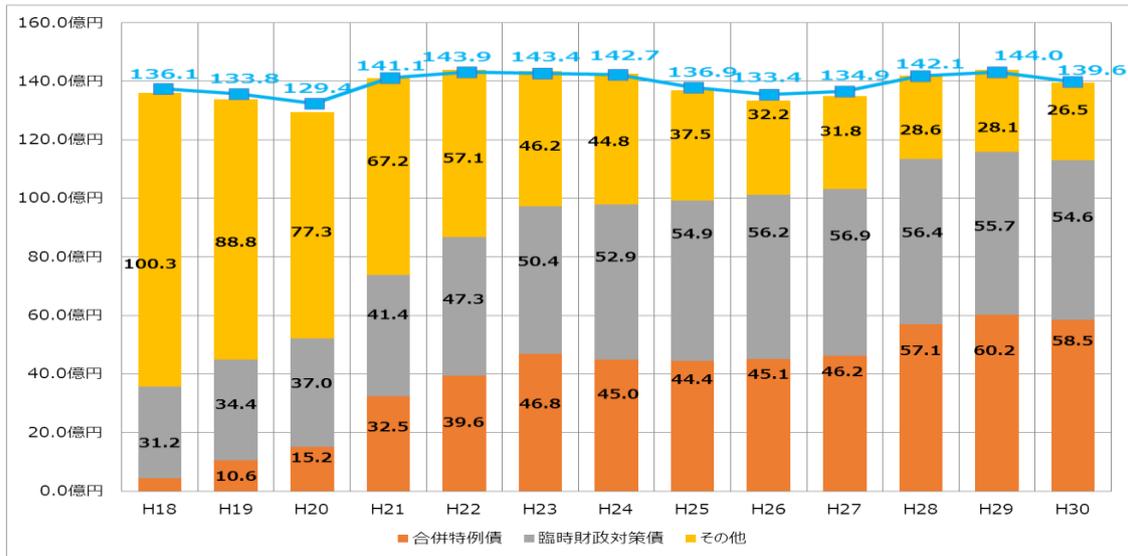


平成 21 年度は情報通信基盤整備事業としてCATV 拡張整備を実施しました。その後投資的
事業は減少したものの、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて、加悦中学校改築、かえでこども園建
設事業を実施しました。

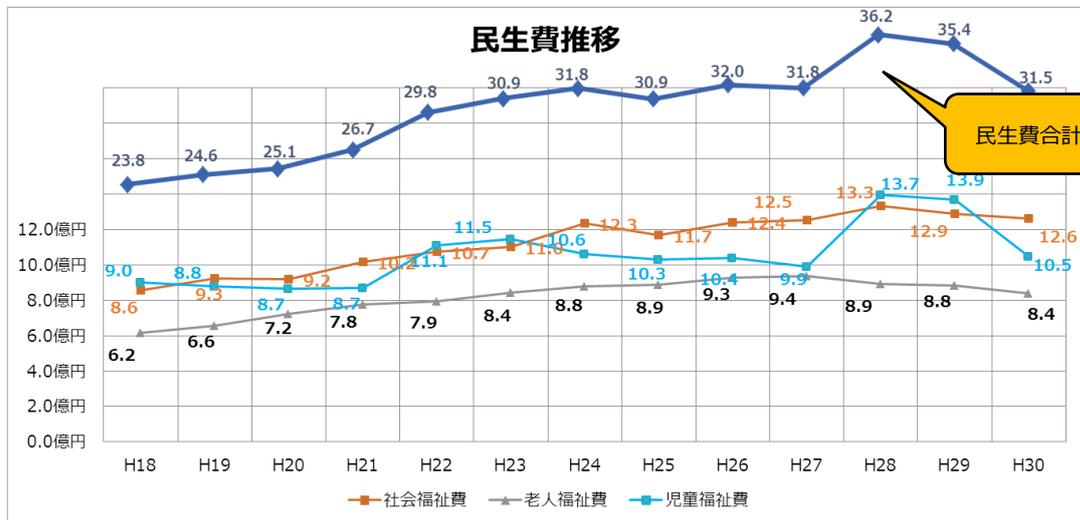
公債費推移



地方債残高推移

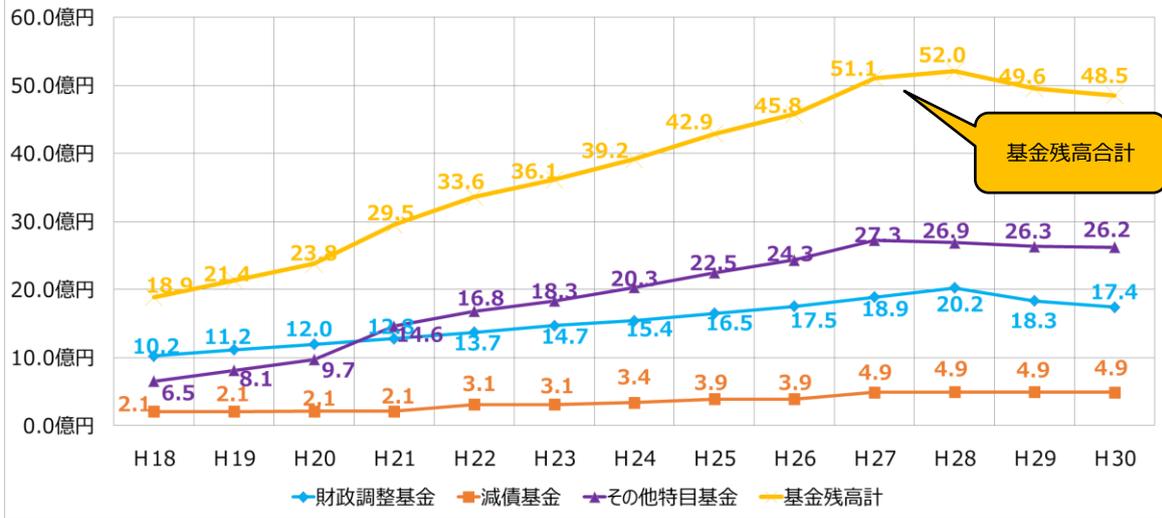


公債費については、平成 27 年度に 17.4 億円でピークになって以降は減少傾向になっていますが、地方債残高は加悦中学校改築やかえでこども園の整備を経て平成 29 年度がピークとなっており、新たに発行した地方債の元金償還が始まれば（借り入れから 2 年程度は据え置き期間で、利子償還のみになっている。）公債費も増加に転じる見込みです。今後も広域ごみ処理施設建設負担金への多額の地方債借入が行われることから、公債費、地方債残高ともに増加する見込みです。



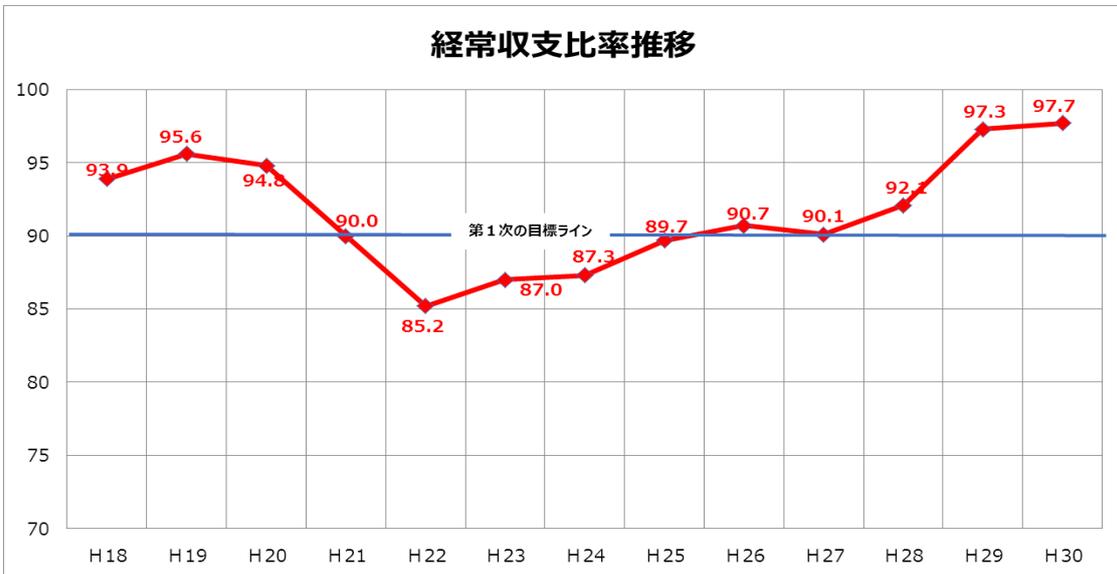
福祉分野の経費である民生費は（性質別経費で扶助費という項目がありますが、それだけでは福祉分野の経費全体がわからないので、ここでは目的別経費の民生費を示します。）増加傾向にあります。児童福祉費は認定こども園の整備事業もあり、平成 28～29 年度は増加しています。また、社会福祉費の増が目立って大きくなっているのも特徴です。

基金残高推移



町の貯金である基金残高は、合併後から順調に積み立ててきました。しかし、平成29年度決算では初めて財政調整基金を2億円取り崩すこととなり、減少に転じています。今後も歳入の減額が予想される中、基金を活用することが想定されますが、限りある財源であり、将来世代に引き継げるように運用しなければなりません。

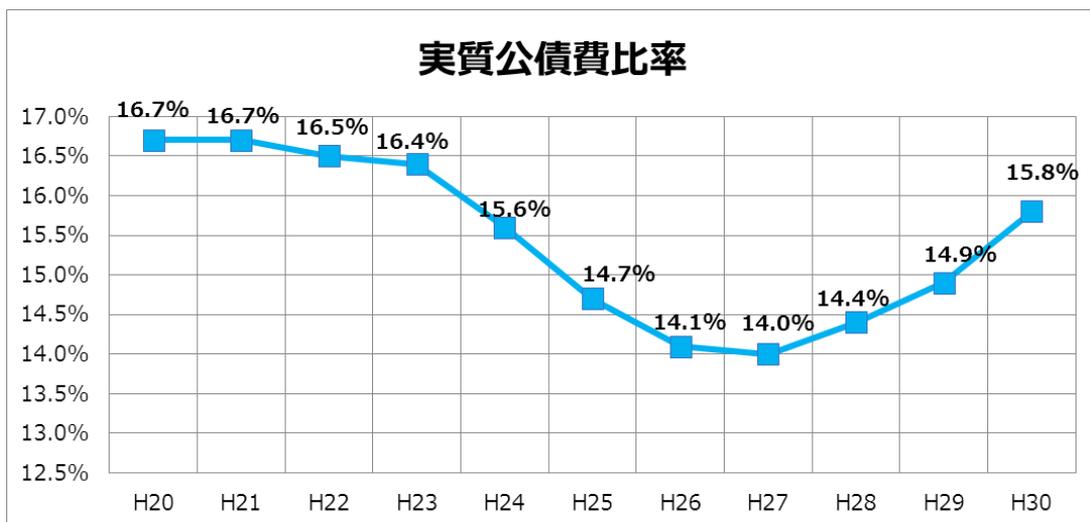
5. 主な財政指標の推移

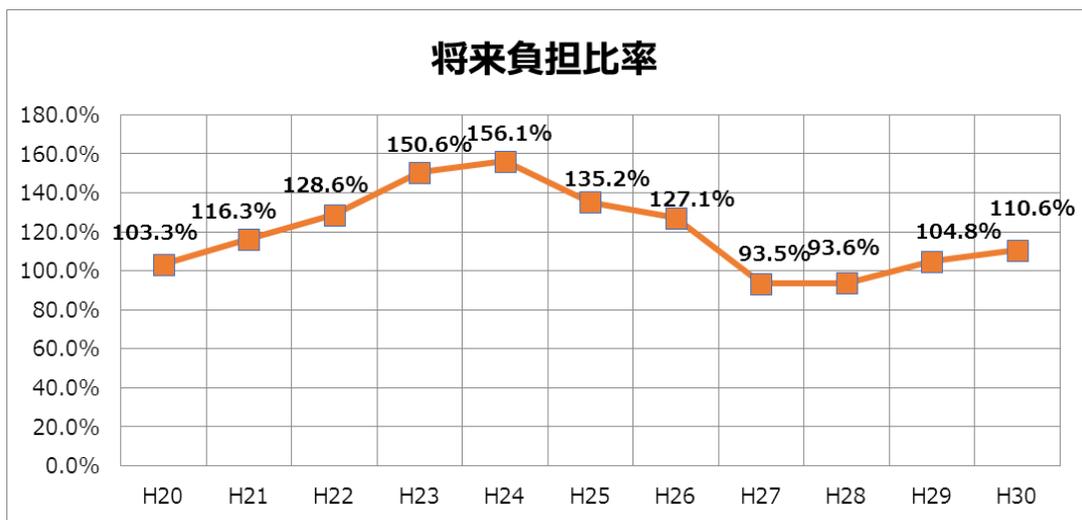


経常収支比率については、平成 22 年度～平成 25 年度の 4 か年では第 1 次行政改革大綱の目標であった 90%を下回ったものの、その後、悪化に転じ、平成 30 年度決算では 97.7%まで悪化しています。平成 21 年度以降に普通交付税が増額されたことが改善に向かわせましたが、その間に扶助費や特別会計への繰出金が増額しており、平成 22 年度の 85.2%からは悪化に転じました。平成 28 年度から普通交付税の縮減段階に入ったため、比率の悪化が続く状況にあります。

類似団体平均は平成 29 年度決算で 87.9%となっており、大きく乖離しています。

※経常収支比率の説明については、第 3 次与謝野町行政改革大綱をご参照ください。





【実質公債費比率】※比率の算定は平成 20 年度決算から開始

算定初年度は、交付税算入の低い地方債の償還が主であり、年度が進むごとに合併特例債等の交付税算入の優遇がる地方債の割合が高くなりました。また、普通交付税額も増加傾向だったので、平成 24 年度からは一気に良化しました。その後、普通交付税が縮減段階に入り額が減少に転じたこと、下水道特別会計への準元利償還金が増大したことで比率は悪化に転じています。京都府内でもワースト 3（平成 29 年度決算時）の比率になっています。類似団体平均は 6.5%となっており、大きく乖離しています。

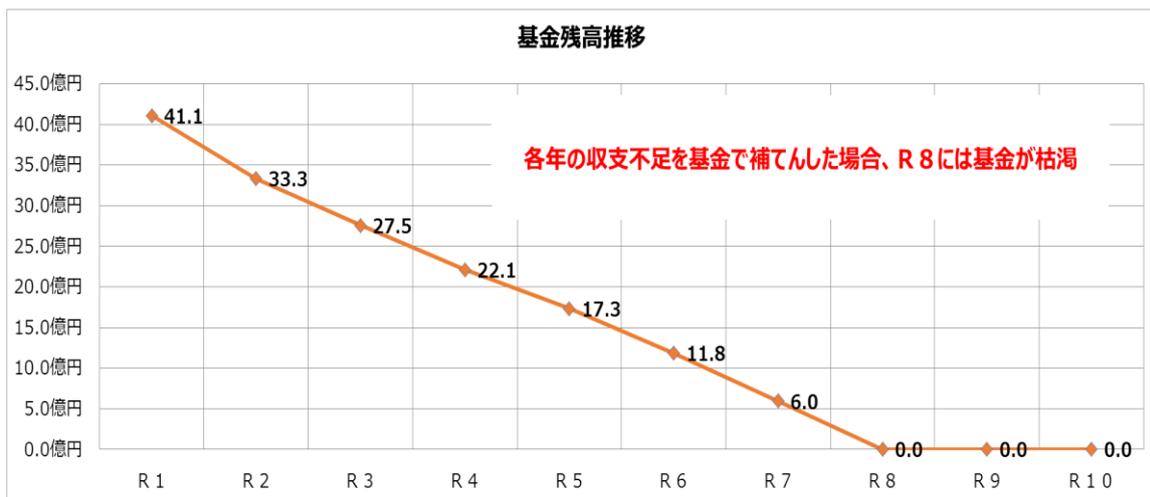
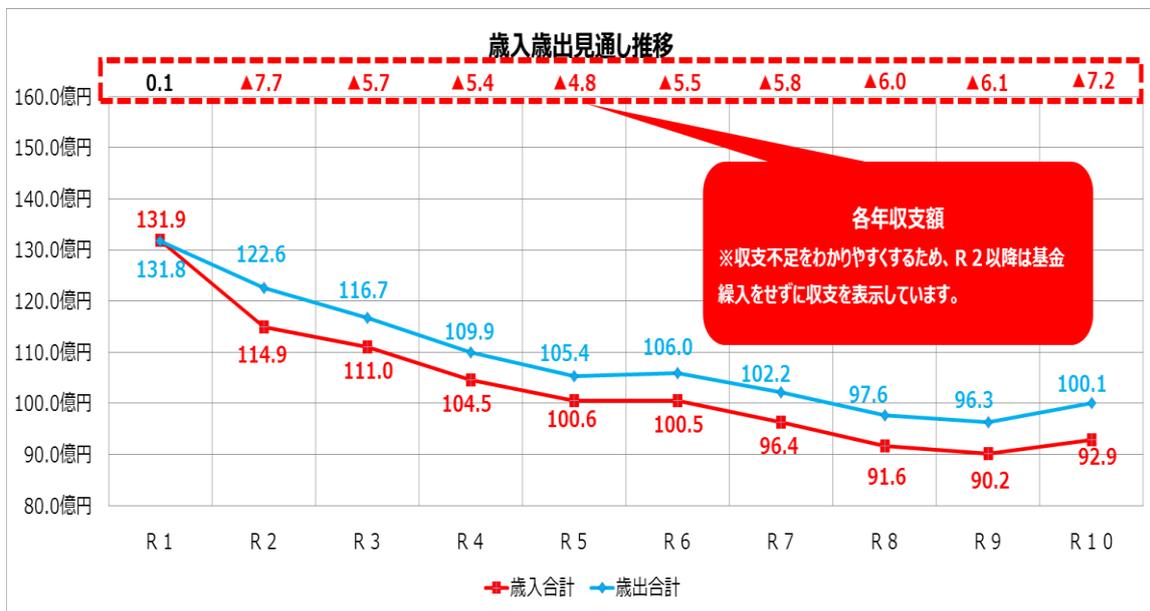
※実質公債費比率…地方自治体における一般財源の規模に対する公債費（公債費に準ずる特別会計への繰出金等の含む）の割合を示す指標です。過去 3 か年平均を示します。

【将来負担比率】※比率の算定は平成 20 年度決算から開始

将来負担比率は、一般会計・特別会計ともに地方債・企業債残高が増大したことにより平成 24 年度にかけて悪化しました。その後、普通交付税の増や後年度の元利償還金に交付税が算入される地方債の割合が増えたこと、将来負担解消に繋がる基金残高の増等で比率は改善傾向にありました。しかしながら、特別会計への負担割合の考え方を見直したことや、基金残高の減少、普通交付税額が減少に転じたこと等で、平成 29 年度、30 年度は悪化しています。類似団体平均は平成 29 年度決算で 14.0%となっており、大きく乖離しています。

※将来負担比率…地方自治体における一般財源の規模に対する将来負担（主に地方債残高やそれに準ずるものなど）の割合を示す指標です。

6. 今後の財政見通し



今後の普通交付税や税収の減少を反映させ、現状のサービスを維持し続けた場合の財政見通しです（平成31年度当初予算時に作成した「財政見通し」より）。ほぼ毎年、5億円を超える収支不足に陥り、その不足を基金で補てんすることが常態化する見込みとなり、大胆な対策を講じないと、基金は令和8年度中に枯渇し、収支が赤字に転じることになります。

7. 類似団体との比較

○与謝野町…人口 22,256 人、面積 108.38k m²、3 町合併

○類似団体 A…人口 22,018 人、面積 153.15k m²、3 町 1 村合併

○類似団体 B…人口 21,697 人、面積 117.6k m²、合併なし

○類似団体平均…人口 27,909 人、面積 119.90k m²

※人口、面積は平成 30 年 4 月 1 日時点

※与謝野町の類似団体は、町村類型 V-1（人口 20,000 人以上の町村で、第 2 次産業・第 3 次産業割合が 80%以上、そのうち第 3 次産業割合が 55%未満）です。

平成29年度決算 歳入比較 (単位：億円)	与謝野町		類似団体A		類似団体B		類似団体平均 (V-1)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
市町村税	18.8	15.0%	23.1	16.2%	34.6	24.3%	41.1	34.3%
地方譲与税/各種交付金	5.0	4.0%	5.4	3.8%	5.8	4.1%	7.4	6.2%
地方交付税	53.5	42.8%	55.7	39.2%	14.4	10.1%	22.8	19.0%
国都道府県補助金	20.2	16.1%	22.1	15.5%	17.3	12.2%	21.0	17.5%
地方債	16.9	13.5%	10.5	7.4%	6.7	4.7%	9.2	7.7%
その他	10.7	8.6%	25.4	17.9%	13.3	9.4%	18.3	15.3%
歳入合計	125.1		142.2		92.1		119.8	

類似団体等と比較した場合の与謝野町の歳入の特徴は、地方交付税の割合が高く、市町村税の割合が低いことにあります。地方交付税は与謝野町が 42.8%に対し類似団体は 20%程度となっており、市町村税の割合も与謝野町が 15%に対し類似団体等は 34%程度となっています。

平成29年度決算 歳出性質別比較 (単位：億円)	与謝野町		類似団体A		類似団体B		類似団体平均 (V-1)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
人件費	17.8	16.5%	18.7	14.2%	15.4	11.7%	17.7	15.5%
物件費	19.8	18.4%	16.1	12.2%	12.9	9.8%	19.3	16.9%
維持補修費	0.5	0.5%	4.0	3.0%	0.6	0.5%	1.3	1.1%
扶助費	15.4	14.3%	19.3	14.6%	16.1	12.2%	17.4	15.2%
補助費等	18.5	17.2%	20.7	15.7%	10.8	8.2%	15.0	13.1%
公債費	16.0	14.9%	12.9	9.8%	6.6	5.0%	9.9	8.7%
積立金	0.1	0.1%	4.8	3.6%	0.6	0.5%	4.2	3.7%
投資及び出資金貸付金	0.2	0.2%	0.4	0.3%	0.1	0.1%	1.0	0.9%
繰出金	19.3	17.9%	15.2	11.5%	11.6	8.8%	12.9	11.3%
投資的経費を除く計	107.6	86.4%	112.1	85.1%	74.7	56.7%	98.7	86.5%
投資的経費	17.0	13.6%	19.7	14.9%	12.9	9.8%	15.4	13.5%
歳出合計	124.6		131.8		87.6		114.1	

類似団体等と比較した場合の与謝野町の歳出の特徴は、公債費と繰出金の割合が高いことにあります。投資的経費を除く歳出規模も与謝野町は 107.6 億円と類似団体平均と比べ大変大きくなっています。

平成29年度決算 財政指標比較	与謝野町	類似団体A	類似団体B	類似団体平均 (V-1)
財政力指数	0.30	0.35	0.69	0.69
経常収支比率	97.3	95.1	94.0	87.9
実質公債費比率	14.9	8.2	4.6	6.5
将来負担比率	105.5	7.2	65.7	14.0

※財政力指数…地方公共団体の財政力を示す指標として用いられる指数であり、基準財政収入額を基準財政需要額（普通交付税算定の際に計算される、その団体の収入・需要を客観的な計算により算出した額。需要額-収入額の差額が普通交付税額になります。）で除した数値です。1.0 以上なら普通交付税の不交付団体となります。通常は過去 3 カ年の平均値を示します。

各財政指標についても類似団体等と比較すると悪い状況にあります。今後も悪化する見込みであり、類似団体平均等との乖離は大きくなるが見込まれます。